

## 政府・東京電力統合対策室合同記者会見

日時：平成23年9月26日（月）16：30～20：30

場所：東京電力株式会社本店3階記者会見室

対応：園田大臣政務官（内閣府）、森山原子力災害対策監（原子力安全・保安院）、伊藤審議官（文部科学省）、加藤審議官（原子力安全委員会事務局）、松本立地本部長代理（東京電力株式会社）

※文中敬称略

### ○事務局

今から追加版で2種類資料を配らせていただきます。その他にも保安院のほうから数種類資料が届きますので、バラバラで申し訳ございませんがよろしくお願い致します。

### ○司会

ただ今から政府・東京電力統合対策室合同記者会見を開催いたします。なお、細野大臣は公務のため本日欠席です。また、園田政務官は公務のため遅れて到着いたします。あらかじめご承知おきをお願いいたします。それでは式次第にしたがって進めます。最初は環境モニタリングの状況です。まず東京電力から説明いたします。

### <環境モニタリングについて>

#### ○東京電力

東京電力の松本です。それではモニタリングの状況といたしまして空気と海水の2件をご報告させていただきます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所敷地内における空気中の放射性物質の核種分析の結果について（第百八十五報）」でございます。こちらは発電所の西門それから第二原子力発電所のモニタリングポストの1番での測定結果でございますが、昨日のサンプリング結果では西門のところでセシウム137が若干検出されておりますが、大きな上昇等は見られておりません。経時変化は2枚目のところにグラフ化しておりますので、そちらのほうをご確認ください。続きまして海水の状況です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所付近における海水中の放射性物質の核種分析の結果について（第百七十八報）」でございます。こちらは発電所の沿岸部4箇所と沖合の各地点におきますサンプリングの結果でございますが、昨日の測定結果ではいずれのサンプリング結果もND、検出限界未満という状況でございます。経時変化につきましては3枚目以降グラフ化し

ておりますのでそちらのほうをご確認ください。東京電力からは以上です。

○司会 次に文部科学省からの説明です。

○文部科学省

文部科学省の伊藤でございます。環境モニタリングの結果につきまして2種類資料をお配りしてございます。まず全国的な調査の状況でございますけれども、各都道府県におきます放射能水準調査、それから定時降下物、それから上水のサンプリングの結果につきましては特段大きな数値の変動はございません。それから発電所周辺モニタリングの状況でございます。20キロ以遠の空間線量率それから積算線量結果、ダストサンプリング、これらを定時発表をさせていただいておりますけれども、これについても大きな数字の変動はございません。資料の7番といたしまして、福島県が概ね1週間おきに行っております積算線量計を用いた固定点での測定でございますが、こちらについても大きな変動はございません。それから資料の8番で、20キロ圏内の空間線量率の測定結果について、これは9月23日に発表してございます。10日ごとに測定しているものでございますけれども、こちらについても大きな変動はございません。それから資料の9番、10番で福島県並びに現地の対策本部が行っております環境放射線モニタリングの詳細調査結果についてという資料をお配りしてございます。これは本宮市と二本松市においての詳細なモニタリングの結果でございます。本宮市におきましては、9月6日に測ってございますが、0.62から3 $\mu$ Sv毎時という結果が出てございます。また二本松市におきましては、8月の30、31日に測定してございますが、0.23から3.4 $\mu$ Svという値が出てございます。それから資料番号11でございますけれども、発電所周辺の海域モニタリングの結果についてでございます。これは発電所の沿岸部14地点の海水中における放射性物質の検出データでございますけれども、いずれも検出限界未満となっております。それから航空機モニタリングでございますけれども、9月22日に長野県の航空機モニタリングと静岡県の航空機モニタリングについて計画を発表させていただいてございます。長野県につきましては、9月24日から2週間かけて、また静岡県につきましては9月23日から10日間ほどかけて航空機によるモニタリングを行う予定でございます。文部科学省からは以上でございます。

○司会 続いて原子力安全委員会からの説明です。

○原子力安全委員会事務局

原子力安全委員会事務局の加藤でございます。私からは環境モニタリング結

果の評価についてという 26 日付の原子力安全委員会の紙 1 枚で裏表にコピーしてございます紙と、参考資料といたしまして 1 枚目が福島県の地図になっております資料、これを用いて説明させていただきます。まず資料の 1 の空間放射線量でありますけども、これについては 20 キロ圏内の空間放射線量率の新しい結果も示されておりますけども、従来と特段大きく変わったところはないという状況であります。それから 2 の空気中の放射性物質濃度でありますけども、これは参考資料の 11 ページから 14 ページにかけて出ておりますけども、9 月 22 日の福島市杉妻町のデータ、これは参考資料では 14 ページの表の一番上にありますけども、そこではセシウム 137 が検出されております。このポイントでは県が検出限界を下げた測定をしておるわけでございます。その値は濃度限度に比べますと約 3 桁小さいというものであります。その他の測定では、ヨウ素セシウムなど検出限界未満であるという状況であります。それから 4 の環境資料の関係でありますけども、資料の裏面にさせていただきますと、海水中のセシウムなどの結果が書いてございますが、参考資料ですと 20 ページですけども、発電所近傍のポイント一つでセシウム 134 が検出されていると、これも濃度限界以下であります。その他のポイントでは検出限界未満だということでございます。それから 5 の都道府県別の環境放射能の状況でありますけども、こちらも特段大きな変化はないという状況でございます。それから先日 1 点ちょっと宿題にさせていただいていたことがございます。冷温停止の条件と海洋放出管理の関係でございますけども、これについては委員の考えも聞いてくるということにさせていただきました。その結果ロードマップの進捗状況のペーパーで冷温停止状態の条件というものが書かれておりますけども、この策定には安全委員会は直接関わっておりませんので、海洋放出管理がこの冷温停止の状態の条件から見てどうなのかということについて直接見解を申し上げる立場にはなく、安全委員会としては直接申し上げる立場にはなく、むしろ対策本部のほうでそこはきちっとご説明いただきたいということございました。私のほうからは以上でございます。

#### <プラント状況について>

##### ○司会

続いて、各プラントの状況についての説明です。東京電力から説明します。

##### ○東京電力

東京電力からご報告させていただきます。まずはじめに、「福島第一原子力発電所の状況」ということで、A 4 縦の裏表の 1 枚ものの資料、こちらをご確認ください。まずタービン建屋の地下の溜まり水の処理でございますが、こちら

は現在第1セシウム吸着装置キュリオン、それから第2セシウム吸着装置サリ一とも順調に運転を続けております。トレンチ立坑各建屋の溜まり水の移送状況それから水位でございますが、こちら午前中の会見でご説明した以降大きな変化はございません。会見終了時には最新のデータをお示ししたいというふうに思っております。裏面のほうに参りまして、放射性物質のモニタリングの状況につきましては先ほどご説明したとおりです。使用済み燃料プールの冷却に関しましては、現在1号、2号、3号、4号とも循環冷却を続けております。原子炉圧力容器への注入、原子炉の状況でございますが、注水それから圧力容器の温度、格納容器の圧力に関しましてはこの表のとおりです。なお2号機に関しましては午前中の会見でご報告させていただいたとおり、本日15時05分に炉心スプレイ系からの注水量を1m<sup>3</sup>ほど増加させております。現在炉心スプレイ系から6.0m<sup>3</sup>/h、給水系から3.8m<sup>3</sup>/hでの注水ということになっております。その他の工事でございますが、遠隔操作によります瓦礫の撤去などこちらに関しましては会見終了時に作業実績をお届けしたいというふうに思っております。それから下から二つ目のポツでございますが、本日5号機の残留熱除去海水ポンプの出口弁修理のため、海水系のポンプの切り替え作業を行っております。9時45分から10時42分の間、海水ポンプによります原子炉の除熱が一時できない状況でございましたけれども、炉水温度の上昇は0.1℃程度ということでございました。なお本日私、午前中の会見で、仮設ポンプの切り替えが9時58分に終わったというふうに申し上げましたけれども、作業中でありまして正確な作業時間は9時45分から10時42分の間でございます。お詫びして訂正させていただきます。それから最後のポツでございますが、本日怪我人の発生とその際全面マスクをつけていなかったことがわかりましたのでご連絡させていただきます。11時5分頃になります。協力企業の作業員の方1名が発電所の敷地、3号機の付近でございますけれども、左手の第4指でございます薬指の先端を鋼材ではさみまして負傷いたしました。その際に一旦敷地外の協力企業さんの事務所に戻ったのですが、出血があるということで、5、6号機側の救急医療室のほうに向かって治療を受けております。その際に全面マスクをつけてないまま協力企業さんの事務所から5、6号の救急医療室まで向かったというようなところでございます。その際には全面マスクではなくいわゆるサージカルマスクをつけて移動したということでございます。体への放射性物質の付着、それからサージカルマスク等の放射性物質の付着がないということは確認いたしておりますけれども、念のためホールボディカウンターでの内部被ばくの管理をしたいということで、現在Jヴィレッジのほうでホールボディを受ける予定でございます。ホールボディの結果等わかりましたら後ほどご説明させていただきたいと思っております。続きまして、海水の核種分析の結果のご報告をいたし

ます。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所取水口付近で採取した海水中に含まれる放射性物質の核種分析の結果について」ということで、9月25日採取分でございます。こちらは発電所の取水口付近で高濃度の汚染水を漏出させた関係で、毎日サンプリングを行っておりますが、昨日のサンプリング結果は1枚目の裏面のところから表の形式で記載させていただきました。経時変化を3枚目以降グラフ化しておりますけれども、皆様のお手元の4枚目の裏面それから5枚目の表面のところに3号機、4号機のシルトフェンスの内側のグラフがございますが、このところ少し高めの指示をしておりますけれども、昨日の測定結果では1桁程度下がっているというような状況でございます。したがって、高濃度の汚染水が海洋中に漏出していないというふうに判断いたしております。続きまして海底土のサンプリングの結果です。資料のタイトルを申し上げますと、「福島第一原子力発電所沖合における海底土の放射性物質の核種分析の結果について（続報 22）」、でございます。昨日は請戸川沖合 15km の地点と、福島第一敷地の沖合 15km の地点 2 箇所でのサンプリングを行っております。測定結果は1枚目の裏面の表のとおりでございます。経時変化は2枚目の表面のところにグラフ化しておりますけれども、引き続き海底土に関しましては全部の地点の分析が終わり次第マップに落として傾向を見てみたいというふうに思っております。それから、最後になりますが集中廃棄物処理施設周辺のサブドレン水核種分析の結果です。A 4 横の表の形式になっている資料でございますが、昨日9月25日のサンプリング結果につきましても、通常の変動範囲内というふうに考えております。高濃度汚染水が地下水側に漏出してないというふうに判断いたしております。東京電力からは以上でございます。

○司会 原子力安全委員会から補足の説明がございます。

○原子力安全委員会事務局

すいません、原子力安全委員会ですけれども、先ほどの説明の中で1箇所間違っておりましたので訂正させていただきたいと思っております。資料の2の空気中の放射性物質濃度に関係いたしまして、一部の試料からセシウムが検出されていて、そのレベルが濃度限度の約3桁下だというふうに申し上げましたが、正しくは約4桁の下でございます。訂正してお詫び申し上げます。

＜質疑応答＞

○司会

これから質疑に入ります。質問事項は冒頭にまとめて簡潔にお願いします。

なお、回答に関する再質問はお受けします。質問の際には所属とお名前を名乗っていただいた上で誰に対する質問であるかを明確にさせていただくようお願いいたします。それでは質問のある方は挙手をお願いいたします。質問のある方、どうぞ。

<質疑応答>

○読売新聞 佐藤

Q：読売の佐藤です。まず森山さんに、先ほど加藤さんのほうから冷温停止状態の判断と海洋放出についての見解は安全委員会のほうで述べるものではないので対策本部でというような趣旨のご説明がありましたが、その辺の検討状況を海洋放出を含めて、冷温停止状態の判断をどうするのかというあたりの検討状況はその後どうなっているのでしょうかというのを森山さんをお願いします。それと松本さんにすいません、同じような質問が繰り返し会見に出ていて恐縮ですが、2号機の温度がうまくスプレイ系を使っている割には下がらなくなってきたことから、例えば炉心の溶けた状態が3号機と比べてどうであると、例えば3号機の場合は思うように冷えたので炉心の上のほうに比較的燃料が残っているのではないかと、本来の位置にあるのではないかとという趣旨の説明が前にあったと思いますが、その辺2号機の炉心についてどんなことが今の段階で言えるのかという点をお願いします。

A：（保安院）保安院でございますが、まずは冷温停止と海洋への放出の関係でございまして、冷温停止状態というのはステップ2の重要な目標のひとつでございます。それで原子炉がどのように安定をしているかという観点から、通常であれば冷温停止というのは100度以下で、いわゆる普通の停止状態ということになるわけですが、その状態に至れば放射性物質の放出も気体としての放出も抑制されるということから、冷温停止状態の中に圧力容器の温度とそれから放射性物質の放出を大幅に抑制する、具体的には追加放出が敷地周辺で1mSv以下ということによっておるわけですが、それと海洋との関係でございまして、ステップ2の中では、海洋への放出も海洋汚染の防止と海洋への汚染拡大の防止ということもございまして、これは滞留水が海洋に高濃度のものが漏えいしたという観点から、それに対する対策を取ってきておりますし、また今後ステップ2では着手ということまでではございまして、遮水壁の設置を行うということでございます。またそれからモニタリングというものも行っているということで、ステップ2の目標の中には海洋への汚染拡大の防止ということも含めて、ステップ2でも目標としたことが実現できたかどうかを最終的には確認をしていくということになると考えております。

Q：そうしますと冷温停止状態の判断とは、直接は海洋放出云々は関係しないという、今のところ見解だということでもいいでしょうか。

A：（保安院）はい、別の事だと考えております。

Q：その冷温停止状態になったかどうかの判断基準を最終的にどうする、細かいところをどうするかというのを確か検討されてると思うのですが、その検討状況は、すみませんどういう状況でしょうか。

A：（保安院）冷温停止状態というのは、数値的には100度以下であることと、放射性物質放出量の評価でありますけども、保安院としては、その状態を維持すると、その二つの条件を維持するための中期的な安全を確保するという事で、その安全確保の考え方というものを、今、準備しております。これはちょっとまだ、今月中には、ちょっと無理かも分かりませんが、出来るだけ早く東京電力に対して、その考え方、従来から申し上げておりますのは、所謂、例えば設置許可で使うような審査指針のようなイメージをもってありますけども、そういうものを準備しております。これは出来るだけ早く東京電力のほうに、その考え方を示して、それに対して東京電力から具体的な対策を、実際には相当程度実施されておりますので、そういったものを盛り込んで更に中期的なところも盛り込んでいただくということになると思いますけども、それを出していただいて、その上でそれを審査するという、こういう段取りになると考えております。

Q：因みに、この間の工程表の発表の時にも毎時2億Bqという放出量の推定が確かあったと思うんですけども、保安院としては、この毎2億Bqが維持出来れば最大で、基本的には放出量は大幅抑制出来ているという考え方に立っているという理解でいいのでしょうか。

A：（保安院）はい、敷地周辺で1mSvを下回っておりますので、その数字だけ見れば、それは実現出来てるという数字ですが、ただ、まだ3号機のサンプリングのほうも、まだ十分出来ていない状況でございますし、それから今、降下物をタライのようなもので受けるとか、少しデータの充実を図っておりますので、そういったデータを総合的に評価をしていきたいと思っておりますけれども、数字だけを見れば、今、確か0.4mSvぐらいですか、ということになっておりますので、それだけ見れば数値的には達成をしていると。ただし

それをもう少しきちんと評価をする必要があると考えております。以上でございます。

A：（東電）東京電力でございますが、ご質問にあったように炉心スプレイ系からの注水を実施いたしますと、3号機のほうが比較的順調に温度の低下がみられ、2号機のほうが上がったたり下がったりをしながら、全体としてゆっくり下がっているという傾向でございます。したがって、3号機に比べて2号機のほうが温度の下がり方が遅いというような状況ではございますが、此方の状況からだけでは、なかなか炉内の状況まで推定するのは難しいというふうに判断しています。ご指摘のとおり損傷した燃料が上部に存在する割合のほうが3号機のほうが多くて、炉心スプレイ系からの冷却がより効率的に進んでいるということも考えられますし、損傷した燃料の崩れ方が2号機のほうがかなり複雑な崩れ方をしている、水を上からかけているだけでは、なかなか内部のほうまで水がしみ込んでいかないということがあろうかと思いますが、依然としてハッキリした状況に関しましては不明でございます。あくまでこれは推定ということでお聞きください。

Q：逆に、例えば注水量を増やしたことで2号機の温度の下がり方が、例えば順調に下がるようになった場合、そのことによって更に追加で言えることっていうのはありますか。それとも難しいですか。

A：（東電）注水量を増やすことによって、温度の下がり方が3号機のように順調に下がるようになれば、注水量を増やすことで、より損傷した燃料に水がいきわたり易くなっているというふうには考えられます。したがって、ある程度の量が目安として分かってくると、今後確実に冷温停止するための注水量の、実際に行うためには何  $m^3/h$  で入れればよいというようなことがはっきりしてくるというふうに分かります。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。後ろのほうで手をあげてらっしゃる方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：細野さんがいらしてないので、今の点についてだけ、ちょっと先に聞きたいんですけども、冷温停止の件ですけども。前から何度か言ってるんですけども、保安院のほうでいいと思うんですが。水を入れている状況と、それが

ら崩壊熱の関係で、原理上、計算上こういうふうに温度が下がるはずだというようなものと、それから現在の温度との比較とか、そういうことは可能なんじゃないかと思うんですけれども、そういうことをすることが、冷温停止の意味というものの、あるいは状況というものの、先ほど説明あったように、一体炉心の中はどうなっているかというのが分からない部分もあるので、そういう計算を一応やって、現状と比較するということには意味があると思うんですけれども、それはされてないんでしょうか、未だに。

A：（保安院）保安院でございますけども、今の崩壊熱がどれくらいであって、それに見合うだけの水が入っているというのは、これは確か東京電力からも説明があったと思いますので、それは計算といいますか、一番単純なケースとして崩壊熱に対して、例えば蒸発、気化熱といいますか、ということでどれくらい取れるかは、それはそんなに難しいことではなくて、その数字自体は、これまでも公表はされてきていると考えています。ただご指摘の点は、燃料がどういうところにあって、どういう状態で水がどういうふうに入っていったところまでみる。即ち冷却にしても蒸気という形でとれるのか、あるいは、いわゆる顕熱といいますか、水が例えば 20 度から 50 度上がる時に、そういう形で熱をとることなのかということも含めて、細部に渡ってどういう状態であるかということを見るのは、これは中々難しいと考えています。もちろん燃料がどういう状態に有るかという事は引き続き検討していかねばなりませんし、それは今後重要なことであると思っておりますけども、今、当面できることは、水の量を増減させて、圧力容器ですとか、それから格納容器の中の温度も、雰囲気温度は取れておりますので、全体としての冷却状態というのは、そこである程度把握できるというふうに考えております。以上でございます。

Q：いや、ですので、幾つかのパターンを想定して、燃料が此処にこういうふうにある場合というようなことで、一番最大水が効いてる場合はこうなりますよとか、そういう形と現状とを比較するとかということには意味があると思うんですけれども。もし仮に現状入れている水で最大限冷えているものよりも、仮に温度が低くなっている場合は、もしかしたら温度計に異常があるのかもしれないし、あるいは他から水が入っているのかもしれない、それはわかりませんがね、例えばですよ。そういう想定をしながら現状について検討するというのは、当然中身が分からない以上、色んな想定をして、その想定結果と現在取れているデータがあつてどうかというのを比較するというのは、最低やらなきゃいけないんじゃないでしょうか。それをやらない

で分からないから単に水を入れていますというだけの状態が続くというのは、ちょっと日本がやることとして考えられないんですけど、申し訳ないんですが。

A：（保安院）保安院でございますけども、もちろんそれがそういった炉の状態というものを解明していくことが時間をかけてでも必要、重要なことであると考えておりますが、燃料の状態というのは例えば保安院でやっておりますメルコアというコードを用いた評価ですと、これはあくまでも解析の条件ということでありますけども、原子炉の燃料の領域から压力容器の下部に落ちるとそこはすべて格納容器に落ちるといようなそういった評価といたしますか、解析の結果がある一方で実際には压力容器の中、压力容器の底部の温度というのが相当一時期は高く、今はだいぶ低くなってはおりますが、そう考えるとある程度は压力容器の中にあるであろうというふうなことも考えられるわけです。そういうことをもちろん頭に置きながらやっていく必要がございますけども、それは確実に解明できないと冷却ができたことが確認できないということでもないとは思っております。ただしもちろん時間をかけてでも原子炉の状態、どこにどういふふう燃料があるのかということは検討していく必要があると考えておりますし、それは保安院としても検討はしておりますけども、なかなか実際の状態というのを見極めるのは非常に難しいという中で压力容器の温度はどうなのか、それから格納容器全体として雰囲気温度は取れていますのでどうなのかという、複数ある温度計をどう見るかということ、それは今後評価をしていく必要はあると考えております。

Q：ですから評価をするための一つの基準として計算上はこうなるんだということを出すのは、評価をする上で基本となることじゃないんでしょうか。何故それをされないのか、されない理由がわかりません。それをすると例えばコンピューターで計算して何百日もかかるとかそんなことだったらそれはわかりますけれども、そんな大変な作業だとはとても思えないんですけども、きちんとしたコンピューターを使えばすぐに計算されるものだと思うんですけども、それをあえてされないようにしか見えないんですけども、今の答えは何度聞いても。することによって何かデメリットがあるんでしょうか。

A：（保安院）崩壊熱が今どれくらいで、どれくらい水を入れれば冷却できるのか、これは既に出ておりますのでそれ自体は、非常に基本的なところは数字はあると考えています。崩壊熱が今正確にどうだったかは覚えておりません

けども、それに見合うだけの水は既に注入されているということでございまして、ただ全体としての冷却を進めていく上でもちろどこにどれくらいの燃料があつてと、炉の中に例えば何%ですとか、格納容器の中にどれくらいというのがもう少し詳細にわかればそれに越したことはないんですけども、最終的には少し保守的にと言いますか、そういう評価をする必要はあろうかと思っております。やるのが全く意味がないとか、やらないことを決めたいかということではございません。

Q：私が言っているのは現在水を入れている量と、その崩壊熱が均衡しているとかうんぬんとかそういう話じゃなくて、これまで水を入れている量、それと崩壊熱のやり方から、もし入れた水の量が理想的なところに、もし仮にその燃料があるとした場合に、何度ぐらいに本来なっているべきなのかと、そういうグラフというものは出てくるんだと思うんですね。それと現実温度が冷えていった計測されているデータとの比較をすることによって、計測されているデータそのものの正確性もある程度場合によっては判断できるかもしれないし、もしかしたら炉内の状況についても出てどう推測できるようなものがそこから考えられるかもしれないにもかかわらず、何故これまで入れた水の量によって、日々入れている水の量によってどういうふうに変化していくかという推測されるデータを出さないことがよくわからないので聞いているんですけども、それはどうなんでしょうか。

A：（保安院）ご質問の趣旨を私がよく理解できてないのかもわかりませんが、日々入れております水の量、トータルとしては相当これまで。

Q：もう少し説明しますと、例えば水の量を10トンずっと入れ続けてる時と20トン入れてる時とでは、冷却の速度ってのは変わるわけですね。

A：（保安院）それがどの程度炉心に到達しているかという問題がそもそもあるわけです。

Q：ですから、炉心に到達している、仮にそれがすべて炉心に到達して理想的に冷えている場合はこういうふうになるだろうと、あるいは50%到達してればこうなるだろうとか、そういうものを出して、それと例えば100%効いているなどと思われるものよりも温度が更に冷えていた場合は、温度計自体に問題があるかもしれないわけですね、それが理想的に冷えているものよりも更に下がっているとしたら、それは温度計に問題があるわけだからというふう

に考えることができるわけですから。そういうような形でチェックすることには意味があることではないのでしょうか。つまり内部の状況をどこまで把握できているかということを確認する必要があると思うんですよね。それをするのがとっても大変だったらそれは別にいいですけど、それはとっても大変なこととはちょっと考えにくいんですよね、計算すること自体は。なのでそれをされた方がいいんじゃないんですかというふうに言ってるんですけど。

A：（保安院）もちろん非常に単純な仮定を置けば色んな計算はできますけども、現在の原子炉の状態、例えば格納容器のどこの部分が損傷しているのかとか、失礼いたしました、圧力容器のどこの部分から水が漏れているかですとか、あるいは圧力容器に到達する前にどういうところの、例えばフランジ部分とか色んなところから漏れてる可能性がありますので、そういうことがなかなか難しいということで、もちろんある仮定を置けばどこにも漏れてませんよということであれば、そんなに難しい話ではないんですけども、できればもう少し炉の中の状態を、これは簡単にはいきませんが、それはできるだけ把握できるようにそこは検討していきたいというふうに思っております。

Q：ですからある仮定を置いてすることにまったく意味がないと考えているわけですか。今言った説明で、例えば温度が最大限理想的に効いている場合よりも下がっているとしたら温度計が壊れているわけだから、それは温度計の信頼性の問題になってくるわけですよね。そういうことをする必要がないというふうに言い切れるんですかということなんです。それが今言っている計算がとっても大変だったらそれは別に今する必要はないかもしれませんが、おそらくその作業というのはどなたかがポンと簡単にこれまでの注水量をピッと入力して行ってやればいいわけで、そんなものはもう当然エクセルになっているんでしょうから、そんな大した話じゃないと思うんですけども、それをされない理由がよくわからないので何故されないんですかって聞いているんですけど。

A：（保安院）それはどういう仮定を置くかが非常に難しいと考えております。もう少し炉の状態を見る必要がございます。

Q：いやですから理想的な効き方でいいんじゃないですか。理想的な効き方としてこれだけのものが100%効いてますよと、その場合にはこうなりますよと、それとの比較をするだけでも意味があると思うんですけども、それをされない理由は何なんですか。

A：（保安院）理想的ということではありますが、もし理想的であれば当然原子炉の中に水が入っているわけですから。

Q：ごめんなさい、ちょっとすいません。こういう時の危機対策としてそういう過程を置いて色々シミュレーションを立てて行って、それと現実との違いというものを把握して行って、それで対処していくというのは最低限どの国でもやることだと思うんですけど、何故日本でそれをしないんですか。

A：（保安院）まず原子炉の状態については幾つかもちろんシミュレーションをして、どこに燃料があるかということは1号機であれば最も厳しい状態としてすべて格納容器、圧力容器の中に底部に燃料があって全部水に浸っているというのが一番理想的かもしれませんが、そうであれば今のように水を入れ続ければ当然早く冷温停止になるわけであってそこはそうでないからどの程度水を入れるかを実験的に、試験的に増減させている。そちらの方からのアプローチをしているというわけでございます。

Q：今まさに言われた早く冷温停止になっているだろう。だろうという事が今わかっているんでしょうか。つまり早く冷温停止になっているだろうといえるのは、そういう計算をしているから言えるわけであってその計算をしないで早く冷温停止になっているだろうと。それよりも遅いだろう。なんて事は計算してないとわからないじゃないですか。だから一度計算した上でその上で現状と比較するというのが重要なんじゃないんでしょうか、と言ってるんです。もうこれ以上言ってもアレだと思いますので一度検討だけして頂け無いですか。

A：（保安院）はい。ご指摘の件は私共十分に認識しております。保安院も東京電力もそれを検討するように申し上げますし、保安院自身もどのような炉の状態かというのは考えなければいけないという事で、その点はこれまで何度もご指摘いただいてまして保安院も十分認識した上で検討しております。決して軽視しているわけでも何でもありません。また今日もご指摘があったことは十分受け止めたいと思っております。

○司会

質問のある方、挙手をお願い致します。それでは前の方、その後後ろの方。

○読売新聞 大山

Q：読売新聞の大山と申します。保安院の森山さんと東電の松本さんに伺いたいんですけども、衆議院の科学技術・イノベーション推進特別委員会が運転手順書の公開を求めている問題についてなんですけども、今日の予算委員会で細野原発相が今週中にも報告徴収による資料の開示を求めるといような趣旨の発言をされたようなんですけれども、それについて保安院の森山さんに東電に対する資料の報告徴収の予定はどうなっているのか、どの範囲まで手順書の提出を求めるのかについての今の状況をお聞かせください。それと東電の松本さんにはですね、もし報告徴収が行われた場合にどの程度まで開示できるのか、若しくはこれまでの立場と同じく核物質防護上の問題から公開は難しいと考えているのかそのあたりのお考えを聞かせてください。

A：（保安院）まず保安院からでございますが、まだどの範囲かとかそういうところまでは検討中であるとしか申し上げられませんが、出来るだけ早く、今週中に可能かどうかそこら辺を今精力的に対応しております。できれば今週中を目標にということで精査をしております。ちょっと今東京電力の方にもご質問があった件ですけども、報告徴収はマスキング無しで出して頂くのが当然の事でございますので、報告徴収というのは手順書のどの範囲かということはございますけれども、その範囲内の手順書をそのまま出して頂くというのがいわゆる報告徴収でございます。

A：（東電）東京電力でございますけれども、まだ報告徴収そのものが行われておりませんのでどういった形で指示書が書かれているかによりまして私共としては検討させていただきたいというふうに思っております。保安院さんの方からの指示書の内容で、こちらとしては誠実に対応させて頂ければというふうに思っております。

Q：すいません。今どの範囲で出すかというのを検討されているという事なんですけども、要請があったのは9月の上旬で大分前かと思うんですけど、その検討に時間がかかっているということなんですか。

A：（保安院）はい。まずあくまでも事故調査に必要な範囲ということで要請があったもの以外も含めて、事故調査に必要な手順書があるのであればそれを求めるという事になります。その上で事故手順書の全部なのか、ある部分なのかという事も含めて今検討もしているという状況でございます。そんなに時間をかけずにとっておりますが、今まさに検討中ということしか現時点

では申し上げられません。

Q：その範囲の問題なんですけども、この前東電さん大部分を黒塗りにして提出されてましたけれども、範囲によってという事はこれまでマスキングされていた部分もしっかり出てくるという認識でよろしいんですか。

A：（保安院）そういう認識をいただいで結構です。

○司会 次の方どうぞ。

○フリー 木野

Q：すいません。フリーの木野ですけれども、今の関連で一つ。まず今日の予算委員会で保安院が手順書を2002年に入手しているという話が出ていたのですが、この事実関係をお願いできますでしょうか。それから以前手順書、この間のマスキングで黒塗りになった部分の何処から何処までが知的財産に関わるもので、それ以外の核防護の部分はどれくらいあってというようなものをこれは実際に今どこまでが必要かというのを検討されているという事ですが、それは手順書の内容を見ながらそういった知的財産に掛かる部分であるとかの範囲を検討されているのか。それとも他の要因で時間が掛かっているのかその辺をお願いできますでしょうか。それから先ほどの冷温停止の関係なんですけど、森山さんが燃料が上に残っている場合とすべて格納容器に落ちている場合と考えられると言う事なんですけど、例えばその二つの状況だけでも比較するようなデータが出ないものなんですか。もし何もないとしたら年内に冷温停止という話がありますけれども、何を根拠に年内に冷温停止という話をされているのかまったく分からないので、その辺を説明いただけるとありがたいのですが、以上森山さんの方にお問い合わせ出来ますか。

A：（保安院）2002年の件は私もちょっと確認できておりませんので、入手していたかどうかというのは確認したいと思います。それから今作業をしておりますのが何処までが核物質防護上の範囲かですとか知的財産に当たるかという事ではなくて、保安院としてどこまで入手するかという事になります。したがって仮に求められて公開すると、公開の求めがあった場合には核物質防護上の範囲を特定したり、あるいは知的財産、商業機密に属するものかどうかという事は一応手続き上は東京電力にも意見照会する必要がありますが、その段階で判断するという事になります。したがって今やっている作業はどこまでが核物質防護上の範囲かという事を特定する作業ではなくて、あくま

でもどの範囲を報告徴収をかけるかという検討でございます。それから三つ目のご質問の件でございますけれども、これは最終的に冷温停止状態というものを評価していく際にどこまで見ていく必要があるかというのはよく検討したいと考えております。

Q：すいません。まずちょっと手順書の方から。そうするとまったく先ほどお答え頂いてるので繰り返しになって申し訳ないんですが、何故未だにどこまでの範囲が決まらないかというのが理解に苦しむんですけど、具体的にどういふ事を検討されているのかというのを教えて頂けると有り難いのですが、範囲というのはどういう意味でどういう範囲なんでしょうか。

A：（保安院）はい。これはあくまでも原子炉等規制法の法律に基づく報告徴収というような命令になりますので、事故調査に必要な範囲は何処かという事を今見ているということで、確かに時間がかかっているというご批判はありますけれども、あまり時間をかけずに実際の報告徴収をかけたいというふうに考えております。

Q：範囲というのは、例えば手順書の中のどこまでのページが必要とかかそういうような意味なんでしょうかね。

A：（保安院）どういう形で報告徴収をかけるか、まさに今検討しておりますけれども、こういうものが必要だというように提出してもらうには特定する必要がありますので、何ページという事では無いと思っておりますけれどもこういう内容の手順書を出してくださいというそういう事になろうかと思っておりますけれども、どういう形で実際の報告徴収というものをかけるかは今まさに検討中でございます。

Q：そうするとその保安院の報告徴収というのは先日のイノベーション委員会が求めているあの内容のものではなくて、あれを保安院の方で組み替えた形の保安院からの報告徴収という事になるんでしょうか。

A：（保安院）そこは全く同じかどうかはわかりません。多いかも知れませんが、そこは事故調査の範囲内という事で検討しております。

Q：わかりました。あと、その冷温停止の試算なんですけれども、そうするとその燃料が何処にあるかの、上にあるか下にあるかの二つに限った試算とい

うのも出来ないという事なんですか、現状では。

A：（保安院） そのところはですね、今現時点でこういう事をやると申し上げられる状況では今ございませんが、8月にですね原子炉の安定的な冷却が進んでいるとリスクの評価をいたしましたけれども、その際には例えば3号機であればその際の最もリスクの高い燃料条件として、燃料が燃料領域に相当程度あるというような評価をしたりしております。したがって、冷温停止状態を評価していく際に何らかの形でですね、燃料のある場所と冷却の状態というのは、見ていく必要が出てくるかも知れませんが、そこはまさに安全確保の考え方をまず示して、その上で評価をしていくという事になりますので、今すぐに今日はお答えできる状況ではありません。

Q： いや、別に今日お答えいただくという必要はないんですけれども。今、3号機ではというお話がありましたけれども、1号機、2号機の一二三全部含めて、上にあるか下にあるかの評価をしないと、今後のスケジュールが出ないと思うんですけれども、そうすると年内冷温停止というのは根拠があってという事ではなくて、その頃に来た方がいいかなというようなイメージなんですか。

A：（保安院） 冷温停止の条件としてはですね、まさに圧力容器の温度という事で今、温度条件だけ見ていけば安定しているわけですが、やはりその安定した状態というもののリスクという事も見ていく必要がございますので、それはどれが保守的な条件かという事は見ていく必要があると思います。上か下かという事だけでいいのか、どれくらいの割合という事まで見ていく必要があるかわかりませんが、いずれにしても冷温停止状態というものの条件として、安全確保の考え方というものを見ていきますので、その際にある程度リスクの評価というものも考えていく必要があると考えております。それは8月に実施した事と同じような事も考えていく必要があるという事を申し上げておきたいと思っております。

Q： もちろん冷温停止の温度の条件にあった後に、どういう維持が出来るかというリスク評価というのは必要だと思うんですけれども、その温度条件に合うまでの期間がどのくらいになるかであるかとかも、ある程度その根拠がないといえないと思うんですけれども、今その試算、数字がないという事は年内というのは、とりあえず根拠はなく、誰が決めたのかわかりませんが、年内にそのくらいになった方がいいかなという希望にしか見えないんですけど、

そうすると。そういう認識になるのでしょうか。

A：（保安院）いえ、まずは1号機と3号機は圧力容器の底部はもう100度を切ってるわけです。2号機は今確か昨日今日くらいですか、103度くらいまで下がっておりますので、これから1m<sup>3</sup>増やした結果、どうなるかという事を見ていく必要はありますけれども、傾向としては十分100度を切るという事はこれはもう十分確実にいけるという事は推定できますけれども、問題はそれほどの程度の注水量であるのか、それに見合うだけの水処理が安定的に出来るかという事をトータルとして見ていく必要があるのではないかとこのように考えております。

Q：ちょっとわかるような、わからないようなんですが、先ほどちょっとその関係で、もう一つ、一つだけ。3号機の状況と2号機の状況なんですけれども、1号機は先ほど最悪全部下に格納容器も落ちているかもという話があったんですが、先日東京電力が制御棒の導通試験をされてですね、位置検出をやった際に、2号は半分くらい駄目で、3号はほとんど全部が基本的に全部が確認できなかったの、状況が判別できないという説明をいただいているのですが、これは導通試験で全部駄目だという事は、一方では底が抜けているという事を否定も出来ないと思うんですが、そこは保安院としてはどういう評価をされてますでしょうか。

A：（保安院）まず、1号機が全部抜けている可能性、これは解析上はそうなっているという事でございまして、現実になんてなっているという事を申し上げているわけではございません。それから導通試験の件でございましてけれども、これだけでもって何か言えるかどうかというのは難しいと思いますけれども、ただし重要なデータであろうと思います。確か1号機と3号機では導通の状況がずいぶん違っておりますので、1号機も含めてそのケーブルの損傷という事で説明が出来るのか、あるいはやはり燃料の落下ということがですね、そこからある程度推測できる情報を提供してくれるのか、それは非常に貴重な情報だと思っておりますので、今後の分析にも使っていく必要があると思っております。

Q：いや、もちろん今後の分析はもちろんなんですけど、現状でこれが全部導通がなかったという事で、もちろん100パーセント抜けてるとは言えませんけれども、抜けてないという事を否定する要件でもないと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

A : (保安院) すみません。ちょっと。

Q : 要するに、圧力容器の底が抜けてないという事は否定できないと思うんですが、全部導通がなかったという事で。底が抜けてるか、全部切断されてるかどちらかですよ。

A : (保安院) ただし全部導通がないわけではなくて、何個かある熱電対のいくつかは残っているとかですね、そんな状況であったかというふうに記憶しておりますけども。

Q : 3号機はほとんど全部駄目だと思ったんですが、2号は残ってましたけれども。

A : (保安院) もちろんその可能性として燃料の落下と言いますか、その熱電対そういったところが損傷したのか、あるいは別の要因でケーブルそのもの全体が、損傷しているのかという事は、それだけではわかりませんけれども。確か、全部全ての熱電対が駄目だったとは私はそういうふうには記憶しておりませんでしたけれども。間違っていたら東京電力の方から訂正していただきたいと思いますが。

Q : いずれにしろ、ほとんど全部が駄目だったという事は燃料が落ちていると考えてもいいわけですよ。落ちてるかも知れない、落ちてる可能性があるという事は考えていいわけですよ。

A : (保安院) 熱電対が機能しないという事はそういう可能性は、もちろん否定は出来ないと考えております。

Q : わかりました。

A : (東電) 東京電力から少し補足させていただきますと、3号機の制御棒位置検出器の結果につきましては、接点があるものとないものが、まばらに存在するという状況でしたので一律圧力容器の底が抜けているというよりも、まばらに不動作、調子が良くない検出器が存在するものというふうに考えております。もともと原子炉が自動スクラムして、制御棒が1番上の所に挿入されておりますので、いわゆる全挿入位置に接点がついているものが正常で、

それ以外は接点がない、導通がない状況を確認しましたので、接点がない事自身が下の方であれば、通常の状態でありますので、あってもおかしくない状況でございます。そういった環境の中で今回3号機の状況を見たら、4接点とも導通があるものと、1から3接点導通があるものと、4接点とも導通がないものというのが原子炉の四方向で見るとまばらに存在したというような状態でありますので、どちらかと言うと検出器そのものが熱の影響、若しくは海水ですとか淡水が上から被った影響で調子が悪くなっているのではないかというふうに考えております。圧力容器の温度そのものが、水をたくさん入れれば冷えているですとか、注水量を絞り込むと温度が上がるというような事を考えますと、熱源そのものは圧力容器の底部にあるのではないかとこのように考えています。

Q：わかりました。ありがとうございます。すいません、ちょっと確認なんです。3号機で4点導通がないものは全体の何パーセントくらいになるのでしょうか。

A：（東電）ちょっと数えてはいませんが、9月21日に公表させていただいているマップで見ますと、だいたい4接点とも導通がないものは半分以上はこれに該当するのではないかと見えます。

Q：という事は、特にその、ただ単に導通がないだけとも考えられるのですが、とってその部分が抜けているという事を否定する材料でもないと思うんですが。東京電力としては、抜けてなくてまだ残っているという認識なのでしょうか。

A：（東電）いえ、一部の損傷した燃料が、圧力容器の底部を傷付けて、こぼれているのはどの号機でもありえるというふうに思ってますし、実際、あるだろうというふうには思っております。以前ご説明させていただいたように、こういった制御棒の駆動機構が圧力容器に溶接してる部分ですとか、駆動機構そのものは、上部に炉心支持板の所で、口を開けている状況でございますので、そういった所に、損傷した燃料が溶けた状態で落ちて参りますと、こういった制御棒位置検出器を傷付けたり、その下に落下する可能性は随分あると思っております。

Q：解りました。

○司会

質問のある方挙手をお願いします。はい。それでは、そちらの方。それからその後、後ろの…。まず、前の方。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですけど。加藤さんに伺いたいんですけど。今日、二本松のモニタリングの詳細な結果、ヒストグラムも含めて出ていますけど、このようにについてはお米の汚染というような事も心配されていて、ここに出てんのはもちろん、庭ですとか、玄関の数字なんですけど。今回の二本松の分析についてですね、原子力安全委員会として何か、ものの見方ですとか、何かあれば教えていただきたいというのが一点です。もう一つは、文科省の伊藤さんに伺いたい んですけど。三次補正で臨時定員っていうんですかね。総務省の行政管理局が77人の、時限付きの定員を認めたと。それで文科省については、報道だと15人なんですかね。それも現場関連だというふうに報じられてるんですけど、文科省は除染ですとか、学校ですとか、先日も福島県の大学の志願者が減るといのは悲劇的な事になってんですけど、その臨時定員二年間で15人ぐらい増やせば、なんとかなるものなんですかね。人を増やせばいいとは思ってませんんですけど。こういう事態で、二年間時限付きで15人増やせば、なんとかモニタリングテストですとか、除染の問題ですとかですね。校庭とか通学とか、地元任せっていうことなのかも知れませんが。どんなふうに、その15人っていう査定を受け止められておられるのかが伺いたいんですけど。

A：(原安委) はい。原子力安全委員会ですけども、今日の文科省の資料の中で、二本松市での詳細調査の結果というのが出ておりますけども。これ、先日も福島市の渡利地区の関係でご質問ございましたのと多分同様と。県と現地対策本部で協議して、県内様々な地域の詳細調査を行った結果の1つであるというふうに考えております。こういう結果を受けまして、必要があれば避難の勧奨地域の指定という「スキーム」があるわけがございますので。今回の結果を見ますと、そういったところまで行っているのは、ないのではないかと思いますけれども。何れにしても、この結果を踏まえて現地サイドで適切に協議いただくのが、よろしいかというふうに思っております。あとそれから、今回こういう非常に詳細な調査の結果が出たわけでありまして、県内全体的な線量の状況ですとか、あるいはまた今お米についての言及ございましたけれども、そういった事でセシウムの土壌濃度マップというのが8月の末

に文科省からも公表されておりますので、そういったものは非常に全般的な状況は、そういうので示していると。そういう中で、より詳細な調査が行われてるといふふうには受け止めておりました。したがって、今後も必要に応じて空間線量あるいは、土壌の関係もですね、必要に応じて詳細な調査というのをこれは、現地サイドともよく協議して、行われるべきものであるといふふうには考えております。

A：(文科省) 文部科学省でございます。その三次補正全体についてはまだ調整中でございますし、すいませんが機構定員の定員部分についてはちょっと、手元にデータございませんので、なんともちょっとコメントしようがないんですけど。モニタリング、それから原子力損害賠償含めて、その定員の需要っていうのは非常に多くございますので。三次補正、あるいは24年度の機構定員要求も視野に入れながら、現在考えているところだといふふうには承知してございます。

Q：文科省関連には、文部省と旧科技ですね。その定員、今回この事故踏まえてどういうふうなのか、是非一度その十何人にぐら増えるのでなんとかなるといふふうには、思う国民は少ないと思うんですけど、どうなんでしょうかねその辺は。

A：(文科省) 三次補正あるいは、24年度の概算要求まとめ次第、改めてご説明させて頂きたいと思っております。また、来年4月以降発足する、新しい原子力規制庁。そちらの方では、モニタリングの総合司令塔機能を担われるという事で、それとの関係において、文部科学省の方において、どういうモニタリングその実践部隊と申しましょうか、現在行っておるような、そのモニタリング関係のいろんなデータの収集分析も含めてですね、きちんとやって行きたいと思っておりますけれども。これはまた改めてちょっとご説明させて頂ければと思います。

○司会 次の方、どうぞ。

○東京新聞 志村

Q：東京新聞の志村と申します。東京電力の松本さんに3点程ちょっとお願いしたいんですけども。まず、1点目が本日配っていただいたエクセルっぽいデータの、横の「福島第一原子力発電所プラント関連パラメータ」ってやつなんですけど、原子炉圧力が、1号機と2号機でかなり下がっていると思う

んですけれども。特に2号機にとっては、これゲージ圧ですか。差し引きしてもこれ多分大気圧とほぼ変わらないような感じだと思うんですが、まずこれをどう解釈したらいいかっていうのが1つと。もう1点がですね、題名がですね、取水口付近の海水中に含まれる放射性物質のデータなんですけれども。先ほどのご説明で、最近上がっていたけれども、今日下がっていたので外洋への流出がないと判断ってようなご説明だったと思うんですけれども、簡単に考えると、上がって下がるっていう事は、海に流れたから下がるんだと思うんですが、この辺りの解釈もちょっとお願いします。最後の1点が、これ過去に出ていたら申し訳ないんですけれども、格納容器のスプレイ系に水素が入っていた問題なんですけれども、あれが確か二回くらい弁を開けて、いずれも100%だったっていう様なお話を聞いた事があったんですけれども、つまり確かあの時のご説明だと、過去に圧力が上がった時に発生した水素が流れ込んだっていう様なご説明だったと思うんですが、開けて出てきたものが、二分間ぐらい開けていたっていう話を聞いたものですから、二分間開けて出てきたものが100%だったとすると、圧力容器若しくは格納容器の中に水素がかなり発生していなければその様な状況にならないと思うんですが、この辺りもどう解釈したらいいかっていうのも教えて下さい。

A：(東電) まず、原子炉の圧力でございますが、お手元の配布した資料に従いますと、原子炉1号機は0.013MPa これゲージです。2号機も0.006。3号機は-0.174 という事で、こちら計器不良ではないかというふうに観察中のものがございます。したがいまして、ゲージ圧でこの程度の圧力でございますので、ほぼ大気圧に近い状況というふうに考えております。このところは、ほぼ一週間程度の様子を見ておりますと、あまり変動がない状況でございますので、原子炉としては、発生している熱、あるいは水蒸気といったものが、ほぼ圧力容器から抜けているのではないかというふうに、推定しています。それから取水口の放射性物質の濃度でございますが、こちらはいわゆるこの取水口の全面それから北の防波堤のところにはシルトフェンスというものがございまして、海水の流れを潮の満ち引き等であまり行き来がしないように遮断している状況でございます。とはいえ、最近台風等の接近で海が荒れた状況になりますと、内部の海水が攪拌されるような形になりまして、海底に溜まっているセシウム等が巻き上げられて一時的に上昇するというような傾向が見られております。それが、天候がおさまりますと、また沈降して海底のほうに沈んでいくため指示値が戻るというようなことを繰り返しているのではないかというふうに思っております。したがいまして海水中に高濃度の汚染水が継続的に漏出していると考えますと、この値そのものが一定の値で

留まったり下がったりするようなことではなくて、上昇傾向が継続するというのではないかというふうに考えています。それから格納容器の水素ガスの件でございますが、こちらは1号機のところで水素ガスが発生しておりますが、こちらは正確に申し上げますと、1回弁を開けて弁の出口のところに検出器を当てて、2分間ぐらい測定しています。弁を開けた瞬間、検出器のほうは100%の指示をするんですけども、その後2分間ぐらいかけて指示が徐々に下がってきて、最終的には0になるというようなことを数回繰り返したというような状況でございます。したがって最初、プシュッと中の気体が放出された際には水素がほとんど充満しているというふうに見ておりますけれども、それが測定を時間経過するにあたって大気のほうに拡散して指示値が下がってくるのではないかというふうに思っています。この配管は今現在、元弁のところが閉まっておりますので、なかなか、気体でございますので、格納容器側が123.9kPaということで124kPa程度でございますので、そういった圧力を受けています関係でそういった弁を開け閉めすると少し圧力の影響でこういった傾向になるのではないかというふうに思っています。

Q：そのプラント関連のパラメータなんですけれども、すいません理解不足だったら申し訳ないんですが、窒素ガスを入れているということでもっとプラスの圧力を示すんじゃないかなと思ったんですけれども、3号機は計器不良だったとして、これは下がっているんですか、下がっていないんですか。

A：（東電）1号機に関しましては原子炉そのものが冷却が進んでおりますので、格納容器の圧力も徐々に下がってきています。現在123.9kPaですけども、多い時は145kPaぐらいまでございましたから、圧力容器の冷却にしたがって徐々に下がってきているというのが傾向としてございます。それから2号機3号機に関しましては、もともとそれほど格納容器そのものが大気圧とほぼ等しい状況でございましたので、窒素ガスを入れても圧力そのものは大きく変化してないという状況です。

Q：としますと総合的に判断をすると、今のご説明ですと水素ガスは格納容器の中にそんなにありませんよと、ということで仮にそんなに圧力が格納容器によって下がったとしても爆発に至る危険性はないという判断でよろしいですか。

A：（東電）はい、格納容器の中の状況に関しましては、水素ガスの濃度としては1%未満というふうに考えております。ご指摘のとおり私どもも格納容器

の圧力はそれほど上がってないということも考えますと、かなり格納容器の中がいわゆるリークタイトではなくて抜ける箇所があるのではないかというふうに思っています。したがって水素ですと上方のほうに抜けやすいということもございますので、ある意味格納容器のヘッドフランジのようなどころから抜けているのではないかというふうに思っています。現在発生源といたしましては、損傷燃料に水がかかることによる放射線分解によりまして水素、酸素が発生しているのではないかというふうに想像しています。

Q：ありがとうございました。

○司会

質問のある方挙手をお願いいたします。後ろのほうで手を挙げている方どうぞ。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりと言います。どうぞよろしく願いいたします。

文科省の伊藤審議官によろしく願いいたします。先にお聞きしましたフィルムバッジの件ですけれども、福島県の現在の小中学校への実情はその後いかがでしょうか。お調べいただくと前回ご回答いただきましたのでいかがでしょうか。確認しましたところいわき市は明日プレス発表ですか、10月中旬に配布予定ということで、少しちょっと時期が遅いのではないかと思います。そしてその現在の状況をフィルムバッジの配布状況を文科省が確認しているかどうか1点、そして前回第二次補正予算の43億で計上しているということをお伺いしましたが、これは経産省計上分と文科省計上分の両方に記載されております。このフィルムバッジの対応事業43億については、両方記載されているんですけれども、主にどちらの省が主体となってこれは予算を計上したんでしょうか、教えてください、よろしく願いいたします。そして保安院の森山さんによろしく願いいたします。以前、作業員の安全状況について確認を、特殊健康診断、血液検査などをクロスチェックしているかと聞きましたところ、労働局との二重規制になっているということで、福島労働局に確認したんですけれども、電離放射線障害防止規則第44条に基づきまして、色々勧告をしているんですけれども、現在その健康診断について、目の検査は省かれております。体重検査は逆に付け加えておられるんですけれども、この特殊健康診断においては、ICRP2007年勧告パブリケーション103で、今年の平成23年1月の放射線審議基本部会で、取り入れる議事録が出ております。ですので保安院としてこの特殊健康診断が適正に行われてい

るかどうかのチェックはどのようにされているのでしょうか。どうぞよろしくお願いいたします。

A：（文科省）文部科学省でございます。失礼いたしました。事実関係についてまだ引き続き調査中でございますので、改めてご説明したいと思います。今わかっているところまでだけ事実関係を補足させていただきますと、ご指摘のありました福島の子供たちへの線量計、フィルムバッジとおっしゃいましたけども、ガラスバッジが配られてございますけれども、これにつきましてはまず予算的には第二次補正予算におきまして、福島県の原子力被災者、子供健康基金、これは全体で962億計上されておるわけでございますが、その中に個人用積算線量計等対応事業というのが、予算的には経済産業省さんのほうの予算で計上されてございます。文科省のほうの二次補正の資料にもその旨注記されて一部引用していたことを指されてそういう質問をされたんだというふうに思っております。これにつきましては政府内でどこがどのような状況を把握しているのかについては引き続き確認しているところでございます。なお、この事業は子供だけではございまして、おそらく妊婦とかそれから幼児も対象にして、基本的には自治体のほうで県のほうにそういう基金を作って、各自治体の判断でそういう配布なりをしているというふうに今のところ承知してございます。また何かわかりましたらご報告させていただきたいと思っております。

Q：わかりました。ありがとうございます。現在文科省では、教職員の方々に個人積算線量計をお配りになって線量を測っておられますが、義務教育の児童に対して積算線量を文科省として測るかどうかの議論は今までになされたんでしょうか。

A：（文科省）文部科学省は今ご指摘にございましたように、学校において児童生徒における線量が継続的に低く抑えられているということを確認するために、県内のすべての幼稚園、小中高、それから厚生労働省さんの関係になる保育所も含めて1,600か1,700ぐらいにおいて、児童生徒の行動を代表する先生方につけていただいております。その結果定期的に発表させていただいているところでございますが、併せて校庭の土壌等の除染作業も行われている中、学校の中における子供達の受ける線量は十分低い所に押さえられている状況にあるのかなというふうに思っております。子供達一人一人に線量計をつける云々という話しは学校以外の生活空間において受ける線量全体の話しになりますので、まず文部科学省といたしましては学校の中における子供

達の健康安全というところをしっかりと押させて行きたいというふうに考えてございます。

Q：わかりました。それぞれの児童によって例えば通学路にホットスポットがあるかどうか。若しくは学校内でも前回も言いましたが、滑り台の下などは大変高い線量ですので先生方が毎休み時間滑り台をすべるとは思いませんので、学校内の各児童の線量若しくは通学路においてどれだけ被ばくするか等それぞれの義務教育における児童に線量計を配布して確認しないでもいいかどうかの議論が行われたかどうかを知りたいという質問の趣旨だったんですけども。

A：（文科省）あの議論が行われたかどうかについては承知しておりませんが、子供達の健康への影響ということについては学校のみならず、今ご指摘があったような通学路も含めて生活空間全体で被ばく線量を下げていくということが除染の基本方針とかにも盛り込まれているところがございますので、政府全体としてそのような議論はされているところがございます。但し個人一人一人に線量計を付ける付けないの事に関して申し上げれば、繰り返しになります。文部科学省においては校庭の除染等において現在の空間線量を安全に低い所におさえられてございますし、8月末の通知で学校の校庭等において毎時1  $\mu$ Sv というのを目標にしているわけがございますけれども、それを超えるようなところについては適切に測定して除染をする事としている所でございますので、そのような環境下においては、学校における子供達が受ける線量については文書にもございますように年間1 mSv 未満にするという事を述べておりますけれども、そこは十分達成される見込みがあるというふうに考えてございまして、学校の中においてそれ以上その子供達が一人一人線量計を持って測定をする必要までは無いというふうに考えております。

Q：わかりましたありがとうございます。では文科省として児童ではなく教職員の方々に積算線量計を測るのみで、お渡ししてそれを計測していくのみでいいという議論が行われた議事録をどの段階で行われたか知りたいんですけども、それは文科省のホームページ等が上がってますでしょうか。いつぐらいの議論だったか知りたいんですけど。

A：（文科省）学校における児童生徒の被ばく線量については今まで大きく二つ文書が出されてございまして、5月の段階におきまして当面は学校における被ばく線量の低減に向けた、失礼しました、4月の19日付けで被ばく線量に

関する暫定的な考え方というのを出してございます。その後8月の末の26日付けで福島県内の学校の校舎校庭等の線量低減等についてという文書を出してございます。特に8月26日付け文書と平行いたしまして、これはホームページにもございますけれども、生徒の学校の中における色々な行動パターンを踏まえて現実の8月までの各校庭における放射線量を加味して実際にどれくらいの線量が推定されるかについての計算方法についても、その時点のホームページに乗せているところでございます。したがって文科省の中におけるような議論というのはその時点の文書に集約されているというふうに考えていただければよろしいかと思えます。

Q：ありがとうございます。ご丁寧にありがとうございます。では教職員の方々の個人積算線量はわりと早い時期から3月4月ぐらいから測られておりますが、児童のフィルムバッジが現段階でまだ中々配られていないという状況に関して文科省ではどうお考えでしょうか。

A：（文科省）この先生方に簡易型の積算線量計を配って学校によって児童生徒の線量を評価するという事をしていただいておりますけれども、繰り返しになりますが8月の26日の文書あるいはそれに付随して出させて頂いた子供達の年間の被ばく線量の試算のところでございますように、今の現状において子供達と行動を共にする代表する先生方に線量計を付けて頂ければ集団としての子供達全体の被ばく線量の評価の値とそれほど大きな差異は生じないだろうというふうに考えているところでございます。

Q：わかりました。ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますが、特殊健康診断のご質問でございますけれども、特殊健康診断は労働安全衛生法に基づく規則に基づいて実施されておりました、この様な健康診断が実施されていることは承知しておりますけれども、保安院としてはその内容までは承知しておりません。前回私が二重規制的なところがあると申し上げたのは、この労働安全法に基づく規則と原子力等規制法に基づく規則の中で、例えば線量の上限值ですとか、そういうものが原子炉等規制法の中でも見ているという意味で申し上げたわけでありまして、特殊健康診断について保安院が見ております規則では対象となっておりませんので、その内容までは承知しておりません。

Q：わかりました。では保安院の職務といたしましてホームページを見ますと

原子力防災、運転段階の安全規制等が書かれておりますが、これに関しましては作業員の安全は含まれていないという認識でしょうか。

A：（保安院）当然被ばく量の限度は守っていただくこういった事は当然あるわけですから、そういう観点からはでございますけれども、この健康診断というところは現在の原子炉等規制法の枠組みの中には入っていないという事です。

Q：わかりました。放射線審議会は経産省の管轄になると思ったんですけども。

A：（保安院）放射線審議会は文部科学省でございます。

Q：失礼しました。ありがとうございます。では以前お答え頂いた二重規制というお言葉は間違いだったという事でしょうか。

A：（保安院）いえ二重規制という意味合いは原子炉等規制法の中でも放射線管理についてはございますという意味で、労働安全性法と原子炉等規制法の両方がかぶる形の部分があるという事を申し上げたわけでございます。

Q：わかりました。ありがとうございます。ではこのICRP2007年勧告で特殊健康診断の項目を取り入れると話し合われた事に関して、現在それが行われていないということに関してのお答えはどちらにお聞きしたらよろしいのでしょうか。

A：（文科省）文部科学省でございます。すいません正確には憶えてないんですけども、2007年勧告のICRPのそういう大きな勧告が出ますとそれをどうわが国の放射線管理の体系の中にどう取り入れるかというような議論を放射線審議会の方でこれまでも行って参りました。2007年勧告について申し上げますと中間報告というのをこの1月に出したところでございまして、引き続き残りの部分と申しましょうか、例えば現存被ばくの話とかを検討中をいうことでございます。最終的には確か中間報告においても今ご指摘の健康診断についても確か含まれていたかもしれませんが、いずれにせよ勧告全体を放射線審議会の中でご議論頂いて最終的にそれを各省庁でどういうふうに法体系の中で取り入れて頂くかの議論はまだこれから行われるのではないかと、いうふうに承知しております。

Q：わかりました。では現段階で作業員の方々の被ばくを監督する部署は厚労省の労働局、そして保安院も含むという事でしょうか。

A：（保安院） そのようにお考えいただいて結構でございます。

Q：わかりました。では保安院のほうでは、作業員の方々の血液検査などのクロスチェックはされているのでしょうか。

A：（保安院） 保安院では、健康診断に関するようなことはやっておりません。

Q：先程、そのように考えていただいていいとおっしゃられたんですけれども、では現段階で、保安院が作業員の方々の被ばく、健康状況についてやっておられる取り組みとしてはどんなものがあるのでしょうか。

A：（保安院） 基本的には線量限度を守っていただくということでございます。なお、統合対策室の中に色々なプロジェクトがございますけれども、その中で保安院と厚生労働省もよく情報を共有しながら進めておりますけれども、基本的には保安院は規制値、線量限度を守っていただくというところを見ております。

Q：わかりました、ありがとうございます。では現段階では、作業員の方々の被ばく状況は、どこも立ち入り検査若しくは監査は入らず、東京電力の自己申告のみという認識でよろしいでしょうか。

A：（保安院） 保安院でございますけれど、もちろん被ばく管理上問題があれば立ち入り検査が入ることもございますし、それから通常保安検査ということで年に4回見ておりますので、そういったところでも被ばく管理の状況は見ることはできます。ここ数カ月について申し上げれば、例えばマスクの付け忘れですとか色々な問題がございますので、そういった問題については、様々な指導をしているということでございます。

Q：ありがとうございます。年に4回ということで、今年は何月と何月にされたのでしょうか。

A：（保安院） ちょっと何月というところまでは承知しておりませんが、今、福島第一については保安検査をやるような状況ではございませんので、私、

一般論として申し上げました。大体四半期に一回は、各発電所は保安検査を行っております。ただしそこで放射線管理だけを見ているわけではなくて、そういうことも対象として見られるようになっていくということを申し上げているわけでございます。保安検査といいますのは、原子炉等規制法に基づく保安規定の遵守状況を見ますので、その中でどういうふうに遵守されているかということは、見るができるということを申し上げたわけでございます。

Q：わかりました、ありがとうございます。労働局のほうも立ち入り検査は現段階、福島第一原発ではやれる状況に無いということで保安院も、ではそういうお答えということで、現段階で作業員の方々の被ばく状況に関する監査、検査は、申告のみで一切行われていないという認識でいいでしょうか。

A：（保安院）保安院といたしましては当然、東京電力に対して保安院長からの指示文書というのが出ていて、様々な指導をしてきております。まずはその過程において現地で調査もしております。立ち入り検査という形では必ずしもございませんけれども、現状の調査ということは一部っております。もちろん東京電力からの報告、それからそれに対するヒアリングが中心でございますけれども、被ばく管理の状況については把握をして、その上で指示をしたり評価をしたりしているということでございます。

Q：ありがとうございます。すいません度々、そのヒアリングは。

○司会

すいません、質問はなるべくまとめてお願いいたします。

Q：はい、関連なので。ヒアリング、報告等は大体、3月以降、何月に行われたんでしょうか。

○司会

整理してまとめてお願いいたします。

Q：はい、お願いします。

A：（保安院）ちょっと何回だったかは覚えておりませんが、被ばく管理の指示が複数回出しております。もちろんヒアリングといいますか、これは

保安院の日常業務ですから、それは今でも最近も色々なマスクの付け忘れですとか問題がございますので、そういうことは逐次ヒアリング等は実施してきておりますが、被ばくの関係ではこれまで数回、保安院から指示をしております。例えば線量限度 250mSv を超えたですとか、そういったことをきっかけに何回か、例えば5月にも指示をしておりますし、その後、何回かに分けて指示をしております。それは全て、ちょっと日にちまでは申し上げられませんが、ホームページに全部プレス発表という形で公表しております。

Q：わかりました、ありがとうございます。

○司会

次に質問のある方、挙手をお願いいたします。はい、そちらの方。

○NHK 藤目

Q：NHKの藤目と申します。松本さんにお伺いします。作業員の方の怪我なんですが、作業内容とそれからマスクを忘れてというか、付けずに移動をされたというのは、どうして起こったかお分かりでしょうか。

A：（東電）まず作業の状況でございますが、2号機と3号機の原子炉建屋の間の通路のところで路盤の整備作業を行っていた作業員の方が、鋼材の玉掛けを外していた際に鋼材と鋼材の間に左手の薬指の先端を挟んだという状況でございます。それで本人の方は防護服、ゴム手袋をしていたわけでございますけれども、その際に手袋も破れたので怪我もしたし、そういったことで一旦敷地外の事務所のほうに戻っております。その際に出血もしているということで5、6号機の医務室、緊急時医療室のほうに向かうということに決めただけでございますけれども、出血もしていたということもありましたので、なるべく急いでいきたいということで全面マスクの着用よりも、短時間で済むサージカルマスクを付けて医務室のほうに向かったというような状況でございます。尚、先ほどホールボディカウンターの結果が入ってまいりまして、基準値レベル以下ということでございます。内部取り込みはないというような評価結果がでております。また、先ほど繰り返しもうしましたけれども、口の周りですとか、サージカルマスク自身に放射性物質の付着はございませんでした。

Q：そのサージカルマスクで移動するというのは、ご本人の判断ということで。

A : (東電) 本人もそうですけれども、元請けの管理員がそこに居りましたので、とりあえずサージカルマスクを付けて医務室まで行けというような指示をしたようでございます。

Q : それについては、特に問題ないというか。

A : (東電) はい、出来れば構内でございますので、全面マスクの着用が必要だというふうに思っておりますけれども、今回は出血もしていたということで、なるべく急いだというような報告がきています。状況に応じてにはなりませんけれども、こういう意味では全面マスクの着用をお願いしたいというところでございますし、今回のような場合ですと、一旦各企業社の事務所に戻らずに、直接医務室のほうに行っていただきたいということを改めてお願いしたいというふうに思っております。

Q : 出血のみだけで、骨折とかは無かったということでしょうか。

A : (東電) 骨折はございませんでした。

Q : 出血量は、それほど多かったんでしょうか。

A : (東電) どれくらいの出血量があったかというところは報告きておりませんが、ほぼ何か骨折ですとか、縫ったというような話しはきておりません。止血をして、点滴は念のため打ったというような状況でございます。

Q : 出血量がもの凄い多かったという状況ではないとすると、若しくは本当に緊急性の高い場合は、事務所に戻らずに直接行かれるだろうと思うんですけれども、仮にそうだとするとマスクに対する認識が若干作業員の方たちの中で落ちているのではないかなというのが心配されるんですけれども。

A : (東電) はい、そういった面では、引き続き全面マスクの着用につきましては指示を徹底していきたいと思っております。それからこちらに関しましては、西門のところのデータ等を見ますと、相当検出限界未満の状況が続いておりますので、こういった車での移動といった場合の緩和措置みたいなところは考えていきたいというふうに思っております。

Q : ありがとうございます。あと、すみません、保安院の森山さんにお伺い

したいんですが。配管の水素の関連で2、3号機の作業についても1号機と同様に対応をとということで指示があったと思うんですが。2、3号機の作業については、配管の切断を伴わないということで、若干の差をつけてということになりますでしょうか。若しくは、全く1号機と同じように対応をとということでしょうか。

○司会

質問は、他にありませんでしょうか、あれば纏めてお願いします。

Q：以上です。

A：（保安院）保安院でございますけれども、水素はもちろん、当然可燃性でございますので、細心の注意を払う必要があるということで、3号機も1号機と同じ様な工事ではございませんが、作業には十分注意をして水素が配管の中でどうなっているのかということを確認しながら実施していただきたいということを申し上げたということでございます。

Q：ごめんなさい。もう一点だけ追加で。測定の際に、今週以降の測定の際に、配管を開けた時にですね、周りの酸素と反応する可能性というのが指摘されていたと思うんですけれども、その際の指示というか注意事項等がありますでしょうか。

A：（保安院）保安院からは具体的な手法についての指示ではございませんで、十分注意をしてやるようにということで、どういう作業をやられるかは基本的には東京電力でお考えいただく必要がございますけれども、作業前にはですね、他の配管についても水素が滞留している可能性が否定できないので、作業前には水素濃度の測定等を慎重に行っていただきたいということでございまして、どのように行うかはこれからまさに東京電力でお考えいただいて、保安院でもその状況は確認し、把握していきたいと考えております。

Q：はい、すみません。ありがとうございました。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。質問のある方、どうぞ。こちらにマイクをお願いします。

○月刊誌ファクタ 宮嶋

Q：月刊誌のファクタの宮嶋ですけど。政務官にご到着したばかりで申し訳ありませんが、一点だけ伺いたいことがあります。先般、総理が国連で演説をされて、それが国際公約というような扱い方をされていると思うんですが、その演説の末尾にですね、原子力施設等へのテロ攻撃への対処、各国間の情報交換も重要な課題だとおっしゃっておられて、その上で核物質や原子力施設に対する防護の取り組みを強化すると、こう明言されておられるんですね。この問題について今ですね、政府としてどういう、まさにですね、福島だけじゃないと思いますけど、どういうふうにも今の現状をどうご認識なさっていて、この総理の言葉を受けてどこの組織がどういう形でですね、核防護について取り組まれるのか、その点を伺えたらと思います。

A：（園田政務官）遅くなりました。大変失礼いたしました。今、宮嶋さんからお話をいただきました核防護、言わば核セキュリティーの話でございますけれども、今、細野大臣のこれもやはり管轄といいますか担当でございますけれども、原子力委員会におきまして核防護の、正式名称をちょっと忘れてましたけれども、原子力委員会の中で核セキュリティーに関する協議をする場合がございます。そういった面では今までも、あるいはその原子力委員会が中心となりましてですね、諸外国との言わば連携というような形を今までもとってまいりました。そして、これからもですね、そういった意味ではアメリカやあるいは諸外国、フランス、ヨーロッパ諸国とも連携をさせていただきながら、まずはこの原子力委員会、専門家の方々がいらっしゃいますので、そういった観点のなかで協議といいますか、核セキュリティーの話を更にどういった形で強化をしていくのかというところを議論をしていただくことになろうかなと思っております。既にこの点についてはですね、IAEAの報告書の中においてもそういった観点から細野大臣からですね、原子力委員会、言わば近藤委員長に対しましてもそういったお話をさせていただいているところでございまして、今後は総理のご発言を踏まえて、現実的には、現場においてはここで議論がなされていくということで私も認識はいたしております。

Q：すみません、先般、自民党のほうからですね、国防部会というか政調のほうから、所謂、自衛隊法を改正しましてね、やはりその核施設の防護ということを自衛隊の任務として位置付けるというような提言も出ていて、おそらく同様のことを民主党の先生からも、私、複数伺ったんですけど、原子力委員会というのは所詮行政組織ですから、政治としましてね、与野党の中でや

はりこれから20キロ圏の除染とかいろいろ始まっているいろんな人が入ってくるわけですけど、その防護というのはやはり自衛隊を含めたですね、組織が必要なんじゃないかと私は思うんですけど、そういうその議論というのは今後その原子力委員会でやっていくということになるんでしょうかね。それとも政治家がやはり与野党の中で議論していくような話だと思うんですけど、如何ご認識でしょうか。

A：（園田政務官）今、宮嶋さんからご指摘をいただいたことはですね、ちょっと二つ分けて考えていただいた方がよろしいかと存じます。つまり与野党、といいますか、与野党協議というか、話し合いというものは、これはまさしく国会の中での話ということでございますので、今、自民党さんがそういった議論をされているということは私も伺わせていただいておりますので、そういった意味では国会の中で他の政党もですね、いろんな形で核セキュリティの件については議論が、言わば政策調査会という場となるのか、あるいはそこから更に違う場ですね、国会の中でご議論になるかというのは、それはまさしく国家の中での議論であろうと思っています。一方、国会の中での議論というものはまさしく政治家の議論という形になろうというふうに思っております。一方こちらといいますか政府内での議論といいますのは、まずは専門家の方々に原子力委員会の中でご議論を専門部会が、専門の部署といいますか協議の場がございますので、そこでしっかりとまずご議論をいただく、そしてそれを元にですね、今度はそこから提言をしていただいたら、今度は内閣も含めて様々な関係省庁との議論という形になってきますので、そういった中でその場面に来たらですね、当然ながら大臣も含めて内閣での議論という形になってまいりますので、そこで政治家たる大臣が、大臣間同士でですね、様々な議論というものがなされていくというふうに思っておりますので、言わば政府の中での議論といいますのは一番最初の取っ掛かりというのは、この原子力委員会での専門的な議論から始まっていくというふうに認識はしております。

Q：確認だけしたいんですけど、この問題というのは総理の主導でやられるということだと思うんですけど、外務省であれ、防衛庁であれ、警察庁であれ、いろいろ関わるわけですけど、これは細野大臣の元で総合調整をされてやっていくということでしょうかね。

A：（園田政務官）少なくとも、今、現段階においてはですね、原子力委員会を所管しておりますのは細野大臣でございますので、まずは細野大臣の責任の

中でこの原子力委員会での議論が始まるという形になってまいります。そこから今度こういった形で政府内です、議論がなされるかっていうのは、まだそこまでの議論というのはなされておられませんので、まずは今の所管の責任の中で議論が始まるということをご理解をいただければなというふうに思います。

○司会

質問のある方、挙手をお願いいたします。はい、では、そちらの方。

○朝日新聞 佐々木

Q：朝日新聞の佐々木です。園田政務官にお伺いしたいんですが、今、原子力委員会の議論がありましたけれど、ちょっと関連といえば関連なんですが、原子力政策大綱のですね、議論が一旦中断しておりましたけれども、明日から再開になると思います。若干メンバーが入れ替わったりとかですね、そういう状況があるようですけども、改めてですね、その検討の位置付け、エネ環会議とかいろいろある中でのですね、どういう整理なのか、そこで出た結論はどのような形で反映されていくのか、そこについてお伺いできればと思います。

A：（園田政務官）まさしく原子力大綱につきましては、我が国のですね、原子力政策の今後の大きな政策の枠組みを決めていく、大変大切な議論になってまいります。今、ご指摘いただいたエネルギー環境会議においても、この今後の我が国の、言わばエネルギー政策というものを大局的な面から議論がなされているというふうになっております。言わばこの原子力政策の大綱を、今、専門家の原子力委員会の中で議論をずっと昨年来していただいておりますので、いわば原子力政策をどういう位置付けで今後わが国の方向性を方向付けるのかというところを、まさしく専門家の方々に議論をしていただいて、その結果大綱がそこで案のようなものがおそらくできるでしょうから、それをいわば野田内閣の中においてきちりと受け止めさせていただくという形になって参ります。いわば閣議決定的な形で最終的にはそれがなされた時にはそれを反映させるような形でエネルギー環境会議の中においても、それを実現させていくために入れ込んで、そしてまたなおかつ今後のエネルギー政策というものを明確にその中に位置付けていくという形になろうかというふうに考えております。

Q：今閣議決定、原子力政策大綱は閣議決定してきましたけど、閣議決定は先

になるんですか。エネルギー環境会議との前後関係で言うと。

A：（園田政務官）そこまでの議論というものはまだ私も申し訳ございません、見えておりませんので、どういう段取りになっていくかというのはまさしくこれから議論が始まるというところでございますので、その議論の結果を見ていただいてからになると思います。

Q：同時並行で議論は進んでいくわけで、先に何かどれか決まるとそれに縛られるというところもあるかと思うんですけども、その関係がいまいち不明確なのでもうちょっと整理してお話いただけるとありがたいのですが。

A：（園田政務官）申し訳ございません、エネルギー環境会議のほうがどういう日程で今後行われるかというのは申し訳ございません、今私の手元でございますので、どういう形で今内閣官房のほうで進められるかというところを整理させていただいてからお答えはさせていただきたいと思えます。

Q：元々原子力政策大綱は前回の議論なんかもありましたけれども、慎重派の方も若干は入っておられましたけれども、現在の形になっていて、今回若干そういう方を増やされたと思うんですけども、とは言えこれまで原子力に携わってこられた方なんか結構多く入ってますね。そういった中で果たしてどれだけ何て言うんでしょうか、ある意味これまでの原子力関係者のロジックと言いますか、そういうものに引きずられるようなところもあるかと思うんですけども、そのベースでの見直してという形にはなかなかかなりにくいのかと思うんですけども、そのあたりのお考えはいかがでしょう。

A：（園田政務官）そういう面では私とその議論の方向性を決めて申し上げるとするのはちょっと不適切ではないかというふうに思っておりますので、その点についてはちょっとコメントは差し控えさせていただきますが、言うならば自由闊達にそして専門的な知見からこの原子力委員会の専門的な知見というものを話し合っていたくわけでございますので、何も今からこういう方向でということは私の権限においては申し上げることはできないのではないかとこのように思っています。その代わりと申し上げますか、当然ながらどういう形であれ、いわばこのわが国においてこれだけ大きな事故を発生をさせてしまった、この反省には私ども政府としても立っていかなければならないというふうに考えておりますし、まただからこそ私どもとしてはこの事故収束に向けて今全力を挙げてさせていただいているということでございますの

で、したがってそのいわば政府としての責任を抜いて、この今後の原子力政策というものが語れるかと言うと決してそうではないのではないかと私は考えております。

Q：そういう意味では、これで最後にしますが、先ほどの各セキュリティの話であったんですけども、委員会側の結論は結論として出てきた中で、それをどういった形で政治のほうで受け止めるかという、そこについてちょっと考えをもうちょっと伺えればと思うんですが。

A：（園田政務官）そういう意味では、そういった専門的な方々からご意見をいただいて、そしてそれをもとに私どもで当然議論をさせていただけるんだらうというふうに思っておりますので、その議論の結果として最終的に閣議決定という形に結びついていくというふうに思ってます。

#### ○司会

質問のある方挙手お願いします。質問、いらっしゃいませんか。こちらの方、それからその後ろの方。

#### ○フリー 寺澤

Q：ジャーナリストの寺澤有です。先週お伺いしていた東京電力に、グループ会社の関係ですけど、それは確認するとか検討するとかっていったことがいくつあったかと思うんですが、それに関してはどうなってるのでしょうか。

A：（東電）東京電力のグループ会社に公務員の方が何名採用されているかについては東京電力としては把握しておりませんので、お答えできかねないということでございます。

Q：そういうことを前提に松本さんにお伺いしますけど、このグループ会社っていうのが東京電力のホームページで見ても100社以上あるんですけど、100社以上本当に必要なのかっていうこととですね、今非常に東京電力の経営環境も良くないと思うんですけども、これを整理していくというようなお考えというのがあるかっていうことと、あと前回質問した後にちょっと色々情報提供があったんですけど、このグループ会社に役人以外にもこの東京電力本体のほうから色々幹部も天下りというか、子会社に役員などとして出て行って、またそこで退職金をもらうというような構造にもなっているというような情報提供もあったものですから、やはりこのところに手をつけないと

なかなか国民のですね、理解も得られないんじゃないかと思うんですけどそこらへんはどうでしょう。

A：（東電）以前から申し上げてるとおり、聖域なく合理化を達成して参りますので、グループ会社の合理化等も検討対象ではございますが、今のところまだ決まった事実等はございません。

Q：園田さんにももう一つ聞くんですけど、前回このことに関してお伺いした時に再就職と監視委員会の同意人事とか、あるいは今民主党が提出している法案で政府がということでおっしゃってましたけど、それは実際同意人事がどうなるかですとか、法案の成立となるとちょっと時間がまだかかるかと思うんですけども、このグループ会社の問題が今出てて 100 社以上というのは園田さんの感覚から言うとどうなのか、多いとか少ないとかちゃんと調べたほうがいいんじゃないかと、中身をですね。というふうな感想とかをお持ちなのかということが一つ、それとこの会見参加の件で一つ聞き忘れたことがあって、13 名の方がとりあえず今のところ参加できてないということなんですけど、この 13 名の方に関しては、この会見参加の可否については細野大臣ですとか、あるいは園田政務官が直接最終的に申請書類とかを見て、この人はこれでは現時点では見合わせようとか、そういうふうに決めてるんでしょうか。

A：（園田政務官）まず、グループ会社が 100 社ほどあるという話についての感想ですけども、ちょっとこれが多いのか少ないのかというのが私では判断しかねてます。と言うのは、日本の電力会社のいわば構図というものが完全に私自身の中で把握させていただいているわけではありません。そういった意味では、通常であればこういう規模の会社がいわばグループ会社というのがどれだけあるのかというところの、いわば参考になるような数値というのが私自身ちょっと申し訳ございませんが持ち合わせておりませんので、これについて数が多いかどうかについての感想というものについてはちょっとお答えが難しいのかなというふうには思います。天下りと言いますか、公務員の天下りという点で申し上げさせていただければ、確におっしゃるとおり、今現状においてはいわば民間への天下りの斡旋ですね、これについてはきちっと民主党政権になりましてから、事後規制ではありますけどもしっかりと監視をさせていただいているという部分はあります。ただ法的な枠組みで申し上げさせていただくならば、前回お答えさせていただいたように法律の枠組みとそれから監視委員会の枠組みというのがまだ成立をしていないと

いうところがありますので、私も公務員制度の改革の担当の政務官でございますけれども、早く国会にはそういった形をしっかりと議論いただければ大変ありがたいなというふうに思っております。前官房長官が記者会見で申し上げているわけでありまして、いずれにしても国民からの疑念をもたれるような形というのは払拭していく必要があるというふうに思っておりますので、そういった点では天下り斡旋というものが今後もそういったこのがないような形というものを政府内としてもこれからとっていきたいというふうに考えております。それから会見の参加についてでございますけれども、先般申し上げさせていただきました7名と6名の方々は私が着任する前に判断された方々ですよね。したがって私自身はその申請書というのを見ていません。ただし、細野補佐官のときからですねこれの審査といいますか、それは当然政務が最終的に判断するという形になっていたというふうに聞いておりますので、当然細野補佐官時代はきっちりとその申請を含めて中身を見て最終的な結論を出していたというふうに認識はしています。

Q：最後に、今後そういう不許可になる事案があった時は園田さんが最終的にその申請書類を見て判断するということになりますよね。

A：（園田政務官）最終的に私になるのかあるいは、最高責任者が大臣でありますので、私も拝見させていただいた上で大臣も含めてこの政府、東京電力の統合対策室として判断をさせていただくというのがこの会見でのあり方でございます。

○司会

次の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：NPJ日隅ですけれども。前回質問しました放射線が健康に与える影響についての正確な情報をどのような方法によって市民あるいは周辺住民に伝えるかということについてですけども、これについてお答えをいただきたいのですが、それと同時に以前原子力安全委員会の方が100mSvまでは安全だというようなことを言った事が一体どのような影響を与えているかについて調べられているのかどうかというようなことも併せて確認したいのです。といいますのは、最近気づいたのが簡単に言いますと朝日新聞が出されている「放射能のニュースが分からん、放射能と原発大地震」という9月に出されている本なんですけれども、この中にも100mSvまでは安全だということが明確に書

かれています。105 ページなんですけどね。こういう本が今も出ているということは結局誤った情報が市民に現在も伝わりつつあるんだということになると思うんです。なのでこういうことが起きないようにしなければ、何度も言いますが家庭内で誤った情報を前提にして避難するとかしないとか子供を疎開させるとか疎開させないといった事が結局朝日新聞のあれにはこういうふうに出ていたじゃないか、政府はこういうふうに言っているとかそういう基本的なところで間違っただデータを元に議論をされても仕方がないので、ここはきちんとどういう悪影響が出ているのかを含めてですね、きちんとした情報、例えば全国紙に全部、政府の見解を広報で出すとか、そういうものが必要な時期に来ているんじゃないかと思うんですけど、その点についてお答えいただきたいということ。それから二つ目は、避難区域外からの避難、いわゆる自主避難というふうに言われているものなんですけど、これについては ICRP の基準によると年間 1 mSv から 20mSv のレンジでは居住することが許されている、一定の条件の下で居住することが許されることがあると、その一定の参考レベルというものを決めてですね。例えば 5 mSv とか 10mSv とか、そこに居住することが許されるというだけであって住まなければならないということではないはずなんです。そうだとするならば、そこに住みたくない、やっぱり 5 mSv でも危険だと思うから、少なくとも子供はそこには住ませたくない。そういう人が出てきても当然だと思うのですが、そういう人について今回の事故がなければそんなことする必要がなかったんだから当然損害賠償を支払う義務があると思うんですけども、避難区域外からの避難について損害賠償が払われないんじゃないかというような見込みがあるというようなことが最近報道されてたりしているんですけど、それは ICRP の基準から言っても、勧告から行ってもちょっと違うんじゃないかなと思うんですけど、その辺についてどういうふうに政府の方で考えていらっしゃるのかなということ。チェルノブイリのあとですね、三つ目なんですけど、長期汚染地域の住民のための放射線防護の実用的手引きというのがでていて、この中にいろいろ具体的な対応をこう取るべきだああ取るべきだというようなことがまとめてあるのですが、このような手引きをですね政府の方で作って何か配布をしたりして住民の放射線防護に資するようなことをされるような予定がないのかなということ。最後に四つ目はフリーの参加について協議をされるということだったと思うんですけど、それはいつ頃を予定されているのか、もし決まっていれば目処だけでも教えていただければと思います。以上です。

A : (園田政務官) はい、ありがとうございます。まず健康影響に関してですね、

住民の皆さん方への周知といいますか、どのように伝えるかということですが、それについては今被害者支援チームに投げかけておまして、今までの住民の説明会も含めてですね、どういったことをやってきたのか、そしてそれを今後どういった形で住民の皆さん方にもご説明をしていくのかというところを少しまとめるように指示は出しております。それをもってこの場にきて一度説明を皆さん方にもするようにと、これは実は私からオーダーを出させていただいておりますので、まとめ次第この場で支援チームから直接お話をさせていただきたいというふうに思っております。したがって今実際にどうい影響があるのか調べているのかということをございますけれど、その点も含めて支援チームからお答えをさせていただければと思っております。それから自主避難の損害賠償の件でございますが、ちょっと私も自主避難に関しての損害賠償が行われないのではないかとという報道も含めて、そういう動きがあるというのは承知をいたしております。したがって現段階で申し上げられるのは当然ながら先般、中間指針が出ておりますので、そして自主避難に関しましては再度議論がなされるというふうに聞いておりますので、その議論の結果を待ってから今後具体的なステップに入っていくものだというふうに理解をさせていただいております。したがって、まだ結論が出ていないという状況でございますので、この場で払われなくなったあるいは払われるというようなことのそういうような話になっているわけではないということだけ申し上げさせていただければというふうに思っております。いずれにしてもですね日隅さんのご指摘というのは私も大変重く受け止めさせていただいております、長期でやはり避難をせざるを得ないという方々は、当然ながら私はそのご家族の皆様のご気持ちも踏まえてですね、政府としてはこれからも支援をしていかなければならないのではないかとというふうに考えておりますので、損害賠償はちょっと別としてですね、長期に至っても政府からの支援というものは、私はあるというふうに考えております。それから、そういった形を今後とも長期にわたる避難への様々な政府あるいは自治体を通してやっているところもございますけれども、そういったところは今後も継続して行われるんでないかなというふうに思っております。それから、チェルノブイリ後の放射線防護の手引きが発刊されていたという事でございますけれども、ちょっとどういったものであるのかというのは、また安全委員会も含めてですね、資料というものを私どもが入手していきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにしても今後やはり住民の民様方への、先ほど1番最初に申し上げた様々なこれからの住民説明といった事も含めてですね、対応をきめ細やかにしていく必要があるのではないかとというふうに思っておりますので、その中の一つのツールとしては大変有効なものである

というふうに、今ちょっと聞いただけの形でありますけれども、なんとなくそういう感想を持たせていただきました。今後どういった形でそういったものをツールとして、住民の皆様方により丁寧にご説明をしていくかというのは、これからの検討でより工夫をさせていただければなというふうに思います。またいろんな情報を頂戴できればというふうに思っております。ありがとうございます。それから、フリーの参加につきましては、ちょっとまだ具体的な日程が詰まっておりますけれども、先週もお答えさせていただきましたけれども、10月の上旬を目処に今、日程を詰めさせていただいております。で、ちょっと私の取れる時間がですね、だいぶやはり限られてきておりますから、国会がちょっとまだ今後どうなるか私の立場で申し上げるわけにはいきませんが、国会の状況によってはですね、取れたり取れなかったりというのがあるだろうというふうには思っておりますが、10月の上旬を目途に必ず取らせていただきたいというふうに思っておりますので、その時は前もって皆様方にはまずご連絡をさせていただくつもりでございます。

Q：1点だけ、支援チームからお話をいただけるという事で1番最初の質問についてお答えいただいたんですけども、これがだいたいどれくらいになるのかなということが。要はさっきも示したように、9月に入ってからそういう正確ではない情報を載せた書物が発行されているような状況ですので、出来るだけ早くそういう説明をしていただかないと、そういうのがどんどんこれからも広がっていく可能性があるのです。例えばその主要なマスメディアに対してだけでも、100mSvが安全だという事が間違ってたんで、そういうような事についてはそういう情報を流さないでほしいという事だけでもですね、例えば先行して流すとか、そういう事が出来ないのかなという事だけちょっとお願いできればと思うんですが。

A：(園田政務官) ちょっとすいません。その件で、これまた各所とですね今ご相談をさせていただいているところでございますので、いつというところはちょっと明言は出来かねますが、そんなに遠くない時期ではあろうというふうに思っております。また皆様方へのご説明をですね、早急に手配出来るように私からも改めて指示はしておきたいと思っております。

#### ○司会

質問のある方。それではそちらの方、後質問のある方。今、後ろに2名の方が手を挙げていらっしゃるんですが、3名。他にいらっしゃいますか。じゃあ、その3名の方で最後にさせていただきます。まず、こちらの方、それからそ

ちらの方。それで最後真ん中の方。

○フリー 木野

Q：フリーの木野ですけれども。園田政務官にまず会見の方法なんですけれども、以前にもお伺いしているんですが。除染の問題、それから避難の問題含めて、総合的に見ているのは結局、災害対策本部だと思うんですけれども、災対本部としての会見というのが半年間、過去事故発生以来1度もないんですが、これはそういった会見というのは開かれないものでしょうか。ある意味、最終的責任を負っているところが会見やらないというのは、あまりにも無責任ではないかと思えるんですが、ちょっと見解をお聞かせください。それからですね、除染の関係でこれは園田政務官とそれから文科省伊藤さんに見解をお伺いできればと思うんですが。7月に福島県の渡利で除染のモデル事業をしてですね、結局全体で7割弱ぐらいしか平均で下がっていないんですが、それに関してNGOの関係でですね、神戸大学の山内教授という方が渡利地区の除染の限界という報告書を出していて、要するに住民の被ばくを含めて総合的に考えると現状の除染の方法というのが適当なのかどうか非常に疑問があるという報告書なんです。これについての見解、報告書はご覧になっていないと思うので後ほどご覧いただければと思うのですが、現実に7月の渡利地区の除染で非常に効率が悪いという事含めて、今後の除染の方法含めてちょっと見解をお伺い出来ればと思います。それから文部科学省伊藤さんにですね。先日これは朝日の報道にもあったんですが、千葉の柏市の方で幼稚園の除染を保護者の方に費用を求めてやるという記事があってですね、その記事の前に私自身も1度電話で確認をしているのですが。要するに保護者の不安等を考えると除染せざるを得なくて、とは言え国の方からは一銭も出ないと。国は20以上でないと資金出さないという事なので、国の方から出ないという事なので、最終的には保護者の負担になってしまうというのは仕方ないという話だったのですが。一方で国の方で先にお金を出してですね、最終的には東京電力に負担させるなどという事が出来ないのかなと思うのですが、そういう事は考えられないのでしょうか。でないとですね、今後その結局今まで0だった放射性物質をいずれにしろ何らかの形で除染したいという人は絶えないであろうし、そういった方の負担を最終的に全て個人負担という事にしてしまうのはどう考えても理不尽ではないかと思うのですが。その辺の見解を考え方お聞かせください。以上、お願いいたします。

A：(園田政務官) まず、災害対策本部の会見の件で問い合わせでございますが、ご承知のように災害対策本部は総理を本部長といたします閣僚によって構成

されておりますので、そういった意味では総理あるいは官房からの会見という形になろうかというふうに思っております。そういう意味では官房長官の会見はですね、毎日2回行われておりますので、災害対策本部が行われるというのは、災害対策本部が開かれた時に、当然ながらその後に官房長官が必ず会見を行っているという点からすると、これは別に何かおかしい話ではないというふうに思っておりますし、またその時にはですね、災害対策本部の後に関係の課題については細野大臣や、あるいは経産大臣がその後に発表すると、あるいは記者会見をするという形を取らせていただいておりますので、そういった点では会見での抜かりはないというふうには思っております。したがってですね、除染であるとかあるいは避難という観点で申し上げればですね、当然ながら除染に関して今環境省が中心となって行っておりますので、私も伺いました、環境省もほぼ毎日のように事務方も含めてですね政務官やあるいは大臣が記者会見をやっていらっしゃるという事でございますので、環境省のですね確かフリーの方々も入れたというふうに私が伺っておりますけれども、そういった意味ではなんら損傷なく皆さん方のお問い合わせにはお答えできるのではないかなというふうに思っております。それからあとは、避難に関してのいろいろな議論というものは、極力私もこの場で皆さん方からいただいた宿題をお返すように努めたいというふうには思っておりますけれども、なかなか今支援チームも人員も割ききれていないというところがありまして、その辺はちょっと悩ましいところではありますけれども、できる限り皆様方への対応というものは当然やらせていただきたいというふうに考えております。それからあと、渡利の除染の件でございますけれども、申し訳ございません、神戸大の山内先生の論文といいますか、記事は私も拝見しておりませんので、また内部で入手をさせていただいてしっかりと参考にはさせていただきたいと思っております。これが言わば適当な形であるかどうかという形で今後進めていく上においては、適当か否かということでございますけれども、今正しく予算において本格的な除染という形に、私どもとしてはかかりつつあります。その前段といたしまして、もう既に着工には入っているというふうに聞いておりますけれども、実証実験、モデル事業として南相馬とそれから伊達市ですね、この両市において実証実験が行われるということになっております。その結果をしっかりと私どもとしても、地域の面的なところで、これまた政府としての責任ある形で実証実験を行うということでございますので、そこで知見をしっかりと、私どもとしても結果をしっかりと検証させていただいて、それをもってどういった形で今後各警戒区域も含めて、今後本格除染というところに結びつけるつもりでございますので、一つ一つ確認をさせていただき、また検証させていただきながら、

そういった情報も参考にさせていただいて取り組んでいく所存でございます。したがって、やり方が何か、どうであるとかいうところは、まだ現時点で申し上げるだけの情報は持ち合わせておりませんが、様々な形で工夫をさせていただいて、落ちているもの、落ちていなかったものはなぜ落ちていないのかというようなところもしっかりと検証させていただいて、次に繋げたいというふうには考えてはおります。

A：（文科省）文部科学省でございます。学校の校庭、園庭における子供達の受ける線量の低減につきましては、5月の27日の時点で通知を出してございまして、校庭、園庭の空間線量率が毎時1  $\mu$ Sv以上の学校につきましては、福島県に限らず、設置者の希望に応じて財政的支援を実施するということを述べてございます。したがって県内はもとより、それ以外に該当するような所があれば、国としても財政的支援をする用意はございますけれども、それより低い線量につきましては、どうするのかというご指摘かと思っておりますけれども、現在のところ文部科学省としてそのような学校、あるいは幼稚園等に対して園庭の除染のための経費を云々するというところに、どう手当てするかについては検討はいたしてございません。一方、文部科学省にとしましては、福島県に限らず広域的な、例えば航空機を用いたモニタリング等を行いながら、汚染の面的な広がりについてきめ細かな情報提供を引き続きしていきたいというふうに思っております。

Q：まず、ちょっと園田さんに。まず会見の件なんですけど、各々でやられているのは分かるのですが、元々原子力災害の場合は情報を一元的に出すべきではないかという法令もあったように記憶しているのですが、例えばこういった統合会見もそうですけれども、これも情報が錯綜しているのこういう場所で纏めてやろうという話から始まっていると思うんですね。そういう意味では、現状各省庁でやられているのはもちろん分かるのですが、やはりどこか纏めた場所で、きちんと情報を整理して出さないと、先ほどの健康のことも含め、避難のことも含め、非常に情報が、半年経っても未だに分かりにくい状況なので、そういった会見の方法というのを考えられないのかなというふうに思いました。例えばこの場所でそういったことができないのかなというのも含めてご検討いただければと思うのですが。これはもう、回答結構なんですけど、それから、除染の件なんですけれども、これは園田さん、文科省のほうにもちょっとこのコメントをいただければと思うのですが。要するに渡利の除染自体は各自でやってということなんで、今後、渡利は特に高い線量があるんですけども、それ以外の線量の低い場所でも、コミュ

ニティにフルに任せた状態でやって、効果が上がるのかどうか、あるいは除染する場合は一回では済まなくて、渡利の場合もそうですけれども、一度やった所にまた流れ込んで、線量が高くなるということを考えると、継続的にやらなければいけないわけで、そうすると除染をする人が継続的に被ばくしていくわけですね。そういった方法というのが効果的なのかどうかいうのを含めて、コメントをいただければと思うんですが。

A：（園田政務官）私からお答えさせていただきたいと思いますが、まず会見の件は、ちょっとこの場というふうに最後おっしゃっていただいたんですけれども、あくまでもここは東京電力の会見場でございますので、原子炉及び原子力発電所の事故に際して、政府と東電が統合対策室、当時は統合対策本部という形になっておりましたけれども、そういった形で合同的に取り組むという形で私ども政府がこの中に入れていただいて、そして今東電と一緒に原子炉の状況を把握、あるいは事故収束という形にさせていただいておりますので、この場はあくまでもそれに関しての記者会見という形で始まったものであるというふうにご理解をいただきたいなと思います。したがって、災害対策本部としての記者会見を行うのであれば、それは当然ながら政府が責任を持ってやるわけでございますので、官房長官が広報担当、当然ながら政府の広報担当でございますので、官房長官の中で、政府の中で記者会見が行われるというのが通常でございます。したがって、大変恐縮ですがそこを中心に行わせていただきたいということだけ申し上げさせていただきます。それから渡利の件は、まさしく地域において様々な形で除染活動が始まっていくわけでございますけれども、これは福島県ともご相談をいろいろさせていただいている途中の段階でございます。まず二次補正で予算を追加的に福島県に基金を今積みさせていただいているわけでございますけれども、今後本格除染という形になった時に、やはり県と市、あるいは市の中でもそれぞれのホットスポット的な所もございますし、また地域的な所もございますので、そういった所は県ともしっかりとご相談をさせていただきながら、どういう形であれば国がいろいろなその中に関わることができるのかというところは、今正しく県を通じて議論をさせていただいております。私どもとしては当然ながらやらせていただきたいということは申し上げさせていただきますので、なかなか県を飛び越えて私どもが今全面的に出るという状況、その部分に関してはなっていないということは申し上げさせていただきます。ただ、警戒区域も含めてその部分に関しては、今市町村からも県を通じてきっちりと、私どもに、国の責任でやるべきだというご要請をいただいておりますので、当然そのスキームに則って、今国として

計画を順次立てさせていただいているというのが現状でございます。したがって、この除染に関しては環境省が現場にチームを作りましたけれども、今正しく現場でそういった議論をさせていただいておりますので、今後それぞれの地域においてはいろいろな形が出てくるかというふうに思っておりますので、私どもとしてもそれをきっちりとサポートはしていきたいというふうに思います。

Q：分かりました。ちょっと、そういう意味では今、確かに除染は環境省と文科省と、あっちでやったりこっちでやったりしている様なので、まとめてちょっと園田さんに、先ほどのその柏の件も含めてもう一回、ちょっと確認をお願いしたいんですが。要するに、その警戒区域を国がやるのは、解るんですけども、現状先ほどの伊藤審議官の方からの説明もあったように、予算がですね、つかない線量の所というのが山のようにあって、面積的には非常にその方が広いんですね。千葉も含め、あるいは東京の学校もそうだと思うんですけども。学校だけではなくて、生活圏でも除染が必要な、あるいは除染が必要だと感じる人は多い訳で、そういった所に関して、全くその予算がつかない状態。今の状態であると、まずその自己負担でやらなくてはいけなくて。例えば、幼稚園の場合でも一箇所やるだけで、700万から1000万かかるんですけども。そういったものを、なぜその自己負担でやらなければいけないのかが理解できないので。先に、国の方できちんと枠組みを作って、線量に下限を設けずに、とにかく必要がある必要があると感じる人がいる所は全てやるような形にできないのかなと。それをやらないと、先ほどのその幼稚園の件でもそうですけど、保護者の間で、要するにそれが必要だと思う人と、そのお金が中々出せないという人といるので、その地域のコミュニティの不和であるとかね、コミュニティの破壊にも繋がる様な問題なので。そういった点を先に国からやって、何れにしろ、最終的には東京電力に賠償させるという形が、なぜできないのかが不思議なんですけれども。そういった事というのは、検討にもなっていないのでしょうか。今まで、議論の対象にもなっていなかったのでしょうか。線量下限以下は、とにかく国としては除染は必要ないのでそこに住んでくれと、そういう認識なんですか。

A：（園田政務官）いえ。決して、そういう事ではなくてですね。これ自治の関係ともあるんですけども。自治体からですね、しっかりとこういう形やるべきだと、いうふうに上がってくれば当然ながら私共としてもそれに対応するという事はあります。また、千葉県はちょっと私聞いておりませんが、例えば宮城であるとか、あるいは群馬であるとかは、具体的にそうい

うご要請をいただいておりますので、当然それに対する対応というものは、今予算の措置も含めてですね、ご相談はさせていただいているはずでございます。したがって、これから当然ながら自治事務の中で、きちっとやるというふうに仰っていただく所はですね、それに対する国としての対応というのも考えられるのではないかというふうに思っていますので。はなっから、それをまったくもって0ベースで否定しているものではありません。

Q：要請が上がって来ると言う事ではなくて、国の方で今除染計画を作っている訳ですから、その中でそういった線量に下限を設けなくて、やるというのは考えられないのでしょうか。

A：（園田政務官）いえ、したがって、それぞれの県でですね、あるいはそれぞれの市町からですね、そういった議論が上がって来て、そして県としては、それが必要であるというふうに判断されたものが、国の方に要請が来まして、その枠組、枠組と言うか、その除染という枠組ではなくてですね。今、一括交付金も含めて様々な形で今、都道府県が中心となって行っている事業がございます。そういった所で、住民との皆さん方の対話の中でですね。予算というものを振り分けて、今使っていただいているというふうに理解をしておりますので。当然、その中できちっと対応していただけるものだというふうに、理解をさせていただいています。

Q：申し訳ありません。繰り返しになって申し訳ないんですが、その県から上がってくればではなくて、先に国として、除染に下限を設けなくてやるというのはそうすると考えられないという事なんですか。その、県から要望がない限りは国としては動かないという事なんですか。

A：（園田政務官）国としては、何度も大変恐縮でございますけれども、何ら否定をしている訳では、その自治体ですね、事業を否定してるものではありませんので。私共としては、それはきちっと住民の皆さん方からご意見を伺って、そしてそれに対してきちっとお答えをして頂きたいというふうには思っています。

Q：否定はしてないと言うのは解るんですけども。決して肯定はしてない様にしか見えないんですね。今環境省でやられている除染事業でも、要するに下限を設けて、ここ以上は補助するって言う訳じゃないですか。という文言がある以上は、それ以下の所は基本的には補助の対象にはならないとい

う判断になると思うんですけれども。そういう下限を設けなくて、今環境省でやられているその基準についても線量の下限を設けなくて、必要があれば全部やるというふうには書けないのかなと、そういう質問なんですけれども。

A : (園田政務官) はい。それは補助金も交付金もですね、ご存知のスキームだろうというふうに思っておりますけれども。当然、それは国の責任とそれから自治体の責任というのがありますので、それをきちっと今実際の皆さん方にもご理解をいただいているというふうに思っております。後は、住民の皆さん方のしっかりとしたご意見に対してですね。一つ一つ、極め細やかにお答えをしていくのが、自治体の私は責任ではないかと、いうふうに思っています。

Q : ちょっと確認なんです。そうすると、園田さんとしては最終的にはその環境省の文言の中に線量の下限が加えられる事というのは、明文化されている事というのは否定はしないという。それはそれで、そういう仕組みになっているという事でよろしいですかね。

A : (園田政務官) 環境省としてはそうでございますけれども、政府全体とすればですね、これは総務省。自治事務に関しましては総務省でございますので、総務省がまた各自治体との議論の中で、交付金という形が議論がなされるというふうに思っておりますので。環境省だけの単体ですね、物事を考えていただかない方が、より柔軟なですね、自由度の高い自治、事業というものが行われるのではないかと、いうふうに考えてます。

Q : 今総務省では、そういった議論はされているんですか。

A : (園田政務官) いや、あのですね、何度も申し上げて、大変恐縮ですけども。交付金という性格からすると、1つだけの文言ではなくて、様々な総合的なその自治体ですね、総合的なですね、政策という形で行われるものでありますから、その議論の内容までですね、私は存じあげものではございません。

Q : いや、ごめんなさい。ですので、今既に除染が必要で除染を始めている所がある訳ですね。自分たちで負担をして。そういった方々に対する政府としての援助というのは、今の所は全くないと。交付金待っているというのは、要するに来年度という事だと思っておりますが、現状はそういう形で、費用で困

っている人達であるとかに対しての援助というのは、今はちょっと考えられないという事になると思うんですけども。

A：（園田政務官）そういう点では、援助というお言葉をお使いになられましたけれども。

Q：援助といいますか、支援でも補助金でもこういった形で結構なんですけど、要するにそういった方々への、政府としてのその支援を、何らかの形でのサポートと言うのは期待はしばらくはできないという事になるんでしょうか。

A：（園田政務官）いえ、そういう事ではありません。各自治体、県を通じてですね。各自治体とは、国はそう言った議論と言うものはさせていただいております。

Q：解りました。

○司会

次の方、どうぞ。

○回答する記者団 佐藤

Q：よろしくお願ひします。回答する記者団の佐藤です。ちょっと遅刻をしてみましたので、前半の方で回答がありましたらご容赦いただければと思います。園田さんに、これまで質問させていただいている事の回収がいくつかあります。それと、東京電力、文科省と別途園田さんに質問と要望です。まず回収といいますか、これまで質問させていただいている事ですけども、統合対策室としての議事録の有無、記者会見の方の会見録ではなくて、統合対策室の議事録の有無の確認をお願いしておりますけれども、これはどうなりましたでしょうか。20km 圏内の公務員の人数と所属と業務内容、これはどうでしょうか。それと、ライブカメラに写った指差し作業員の対応関係。まずこの三点という事でお願ひします。で質問。東京電力に、今のふくいちライブカメラなんですけれども、夜間の映像がこれまでモノクロだったのが、カラーに変更されましたけれども、これは何らかの機械的な変更を行ったからという事でいいのでしょうか。そうでしたらば、変更の目的がどういった目的だったのか教えて下さい。それと、文科省に質問です。SPEEDIの関係なんですけれども、そもそも今回の様な原発事故の放出量の算出方法というのは存在したのかどうかと。もし存在して、算出方法がなかったという事

であれば、S P E E D I そのものが今回はそもそも役に立たなかったという様な事が考えられるかと思うんですが、その点について、文科省の方でどの様にお考えなのか。それと園田さんに。園田さんと保安院にお願いします。福島第一と第二の現場の様子についてなんですけれども、保安院、その他の政府の機関は東京電力が撮影した写真ですとか、動画のコピーをお持ちかどうか。つまり、我々には公表されていないけれども、ライブラリに入っているものを見ることが出来る、そのコピーも行政機関の方で持っているかどうかについてお聞かせください。それと園田さんに現場取材の件なんですけれども、これまで現場取材、何度も要望があってその都度断られている状況ですけれども、現場取材を何時やるかというのを東京電力との協議の上で実施時期の明確化を早いうちにお願い出来ませんかでしょうか。どうしても現場取材だめと言う事であれば、統合対策室の会議への入出取材と言うのも代わりにさせて頂けないでしょうか。入出取材の方は早いほうが助かります。それと半年、事故から半年が過ぎて現場取材が出来ない状況なんですけれども、その理由が東京電力の拒否があると言う状況ですが、この状況は総理は把握されているのでしょうか。併せて東京電力が現場取材させないと言う現在の方針に政府は何らかの関与をしているのでしょうか。これは東京電力にお願いしたいんですけれども、現場取材を断っている現状の判断というのは具体的にどなたがしているのでしょうか。これは責任者のお名前という事でお願い致します。それと要望を園田さんに。今しがたの木野さんの質疑の中で災害対策本部の会見をやるべきという発言がありまして、これに対して園田さんのお答えが、首相官邸のほうで官房長官の会見を1日2回やっているということをおっしゃっていたんですけれども、今、官房長官の会見、フリーの立場ですと金曜日しか入れなかったと思いますし、実際に金曜日に入ろうとしても参加基準がかなり厳しいです。この合同会見に来ているからと言って官房長官の記者会見に入れる訳では無いので、もし先程の木野さんとの質疑の様に官邸の中で実施されるという様な事がありまして、予定されているですとか検討しているというようなことで、ここ、東京電力のこの建物の中での会見ではなくて、官邸の官房長官の関わる災害対策本部の会見に記者が来て欲しい、あるいは来るべきだとお考えでしたらば、そちらの記者会見への参加条件を緩めて頂くか、今、この合同会見に入れるフリーの記者は官房長官会見に入れるように変えて下さい。そうしないと先程の質疑のやり取り自体が成り立ちませんので、以上です宜しくお願いします。

A : (園田政務官) まず私からですが、対策室の議事録ですが、大変恐縮でございます、私の所にはまだ報告が上がって来ていません。両問いともですね、

上がり次第、何度も恐縮でございますけれども、直ぐ皆様方にお伝えするつもりでございますので、もう暫くお待ちを頂きたいと思っております。それから、ライブカメラに写られていた元作業員の件でございますけれども、実はですね、私のところに再度、元作業員の方から具体的な内容も含めてですね、再度、情報がございました。この週末にですね、それを元に今対応を協議させて頂いておる状況でございます。まだ、何かそれ以降進展があるかという点はまだ皆様方に申し上げる段階ではございません。それから後、保安院が撮影をされた、東京電力が撮影をした第1第2の映像ですか、私が拝見しているものと、この会見で提供している写真と、私が見ている限りでは一緒ではないかと言うふうに思っております。若干、もう少し分かりやすいものに順番を並べ替えるようにとかですね、プロジェクトチームの中で話し合いをしながら写真の並べ換えをやった様な記憶は私にはあるんですけども、何かそれ以外の所のものに接していると言う認識は私自身は持っておりません。それから後、現場の取材ですよね。本当に何度も何度も頂いておまして、私も早く皆様に見て頂ける状況を作りたいと、取材をして頂ける状況を作りたいと言うふうに思っております。ただ、今の現状の中においては、これは政府としても今の現状、現場の現状を拝見をさせて頂いて、また、東京電力から様々な状況を聞かせて頂いている状況の中においては、まだまだ、残念ながら皆様が入って頂ける状況ではないのではないかと判断は政府としてもさせて頂いております。今、正しく色々な進捗状況を踏まえながら総合的に判断をして行きたいと言うふうに思っておりますけれども、もう少しと言う状況ではないかと思っておりますけれども、まだ時期的なところで、この場で明言をする状況では無いと言うことだけご理解を頂ければと思っております。それから、この件について総理が把握をしているのかどうかということでございますけれども、少なくとも、この件で総理に私から報告を申し上げたという事実は今のところございません。ただ、別の所から、上がっているかどうかというのは私が今、状況を把握している訳ではございませんので、総理が把握しているかどうかについてはコメントは差し控えさせて頂ければというふうに思っております。それから対策本部、官房長官ですね、官房長官の記者会見というところでございますけれども、残念ながら申し訳ございません、この辺はご理解を頂きたいと思っております。官邸と言う所の大変厳しいセキュリティの部分もでございますので、そういった面では、大変恐縮でございますけれども、そこの記者会見場に入れる方と言うのは限定をさせて頂いているというのが現状でございます。で、それもフリーの皆様方にはですね、金曜日に限らせて頂いているというのは、以前にはフリーの方も入れなつたというふうに聞いておりますけれども、それをフリーの方でも入れる様にさ

せて頂いているというのは、それは、ご理解を皆さん方からご評価頂いているのでは無いかなと言うふうに思っておりますけれども、他の省庁と違って官邸という所はご案内のとおり総理がおります所でございますので日本、この政府の中でも最高位のセキュリティの所であるということをご理解頂ければというふうに思っております。したがって、今の状況を、私が緩和を持ち帰って検討するという様な状況では無いということだけ申し訳ございませんが、申し上げさせて頂きたいと存じます。

A：（文科省）文部科学の方からSPEEDIについてお話をさせて頂きたいと思います。ご案内のとおり今回の事故におきましては、通信系統の途絶等によって原子炉のプラントの情報が入って来なかったと。SPEEDIはそういうプラントの放出源の情報を入力致しまして、その放射性物質の拡散の状況を予測するという訳でございますので、その様な意味ではその本来の利用を言うのを今回、残念ながら出来なかったということでございます。事故直後から単位放出と申しておりますけれども、一定量の放射性物質が出た時の予測、こちらの方は行ってたところでございます。そういう様な場合において放出量の算出方法は無かったのか、あるいは、そもそも役に立たなかったのでは無いかという質問でございますけれども、他方そういう放出源情報が得られない状況でありましたので、文部科学省におきましては3月の12日から16日にかけて38ケースの試算というのを行っております。ただこれは各炉につきまして設置許可申請において想定した仮想事故等というのを入力データとして、あるいは炉内の放射性物質が全量放出された時というまったくの仮定をおいたものについて計算はいたしました。結果的にこれを活用するにはいたらなかったということでございます。6月のIAEAへの報告にもございますけれども、この様な形で本来の活用が出来なかったことについては今後の教訓として述べられている所でございます。なお、本来の想定した活用方法ではなかったんですけれども、原子力安全委員会の方におきましては、環境モニタリングのデータから逆算して放出源情報を推定いたしました。それによる拡散の状況についていくつかのケースについて推定したということでございます。以上です。

A：（保安院）保安院でございますけれども、東京電力が撮影した写真や動画で公表していないものを保安院が持っているかというご質問ですけれども、そこは正確にはよく分かりません。私が知る限り動画でそういうものを入手したという記憶はございません。それから写真は色々なものを見る事はございますけれどもかなりの部分が、私は結果的には公表されているように思います

けれども、ちょっとそこはどの程度のものがあるかは確認してみないとわかりません。

A：（東電）東京電力でございますが、ふくいライブカメラにつきましてはカメラは以前からカラーのままでございます。カメラを交換した事はございません。夜間は感度が上がっていますので白黒ぽく見えますけれども、以前も赤い光が写ってるとかっていうような問い合わせは何件か受けたことがございます。それから現場取材でございますが、こちら会社としての判断でございます。現場取材を現在お断りさせて頂いている状況でございますが、先ほど園田政務官の方からお話がありましたとおり政府の方とよく相談させて頂いて対応したいというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。幾つか補足でお聞かせ下さい。まずは文科省で今回予定されていた機能を果たせなかったということだったんですけども、同様の事故が別のところで、日本国内で起きた時も、結局今回と同じように役に立たないという理解でいいのでしょうか。それと保安院に東京電力が撮影した動画・写真のコピーを持っているかということで、動画についてはたぶん無いだろう、写真についてはありそうな感じのことをおっしゃって確認して頂かないとわかりませんが、写真については公表されていないものを政府内部でコピーを持っている可能性があるということでもいいのでしょうか。これをちょっと確認をお願いできればと思います。この関連で東京電力になんですけども、報道ですとかウェブサイトの方で公表している以外の写真ですとか動画を保安院その他の政府の機関にコピーを渡しているという事があるのかどうかをお聞かせください。園田さんに政府も現場取材を今は無理という方向で確認をしているという事ですけども、これは誰の判断でしょうか。誰が何時そういった方針を固めたのかをお聞かせ下さい。それと現場取材と合わせて統合対策室への入室取材についても要望させて頂きましたけれどもこれはどうでしょうか。それと官房長官会見で先ほどのお答えですと私の前の質問で木野さんとのやり取り全て無意味になると思うんですけど、この点どのようにお考えなのか。もし私の方でマイクをまわしていいという事でしたら木野さんともう一度その点確認のやり取りをして頂ければと思います。

A：（園田政務官）私からお答えを申し上げていきたいと思っております。まず対策室の入室でございますけれども、当然ながら対策室も今現場との色々なやり取りがございまして、私共としてはいわゆる核防護上のセキュリティの関係も

ございますので、そういった点で誰しもがその情報にアクセスするというのは適切ではないというふうに判断をさせて頂いております。そういった意味で政府と東電の極めて限られた関係者のみの入室という形にさせて頂いておりますので、その辺はご理解を頂きたいというふうに考えております。現場の取材に関して誰が何時どの様な形で政府としても判断したのかという点でございます。この点については従前から補佐官の時から皆様方からそういったご要請があったというふうに私も担当の政務官になったときに引継ぎで聞いております。それを受けて今後も総理補佐官の時代からも状況がきちんと確認されればいずれ皆様に公開を、現場の取材をという形の状況を作りたいという事はその時点でも細野補佐官から大臣になった時も私に指示がございました。それを受けてここの皆様方からご質問があるたびに私もそれを持ち帰らせて頂いて、まず現場レベルで東京電力のしかるべき方と統合対策室という関係では保安院ともご相談をさせて頂きながらどうだろうかという様な対応は内部でもやらせて頂いている所でございます。現時点でそれを大臣も含めて判断している状況ではございません。即ち今私共の現場レベルにおいてまだそういう状況ではないだろうという形で議論をさせて頂いている途中でございます。まだ公開をしないと言う判断をしたというのは一度もございません。公開をしよう、それが何時の段階で出来るかというところの検討をさせて頂いているという所でございますので是非その点をご理解を頂きたい。もうしばらく待ちを頂きたいというふうに思っております。前向きな検討はさせて頂いているということだけご報告を申し上げさせていただきます。後官房長官の記者会見でございますけれども、これは何度も大変恐縮でございますけれども官房長官という職責上やはり政府広報という形でやらせて頂いている所でございます。でその上においては限られた方々で大変恐縮でございますけれども、しかしながらそういった記者の方々に入って頂いて、そういう広報の記者会見をさせて頂いているということでございますので、大変恐縮でございますけれども、皆様方には官房長官の記者会見の要領に合致した形の方でご理解を頂きたいというふうに思っております。

Q：ありがとうございます。ちょっとこの件すいません木野さん。私の左後ろにいますけれども官房長官の会見入れますか。

○フリー 木野

Q：ちょっと園田さんにその官房長官の会見で基本的にはフリーランスは入れません。それで地震以前は比較的に入れる状況ではあったんですけども、地震以降週に一度金曜日だけに制限されて、それを増やしてくれという話しを

ずっとしていたんですが、それは認められていません。現状、例え入れたとしても中々質問する機会も無いですし、そういう意味では基本的そのフリーからすると官房長官の会見というのは壁が高いのと会見というか今回の事故に関しての情報もまずそこでは手に入らない状況なので、その点だけは公認していただければと思うんですが。

○回答する記者団 佐藤

Q：すいません。木野さんがその官房長官の会見でさっきの質問ですとか関係する質問出来るのかどうか、入ってそれが質問できるかどうかだけ教えて頂けますか。木野さんにしゃべっていただければ、先ほどの災害対策本部に関する質問というのが木野さんが会見に入って質問できるかどうか。

○フリー 木野

Q：ちなみにたぶん僕は申請しても通らないと思うんですけどね。要するに自由に入れるという場では無い事だけをご認識いただければと思うのですが。先ほど会見であれば災対本部であれば官房長官の方でやっているというお話もありましたけれども、基本的には閉じられた場所なので、その点をご認識いただければと思います。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、どこのテレビ局かはちょっと私、つぶさに今、把握をしているわけではありませんけれども。当然ながら記者クラブでの配信になっているのかどうかですけれども、官房長官の記者会見は必ず中継が成されるはずでございます。

Q：そこで質問ができないと意味が無いということですけど。とりあえず見てろということですかね、それは。

A：（園田政務官）あの…。

Q：中継という意味では、ここの会見も中継しているわけで、全くそれは状況というか意味が違うので、ちょっと今の点をご訂正いただければと思うのですが。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、官房長官の会見という意味で、そういったところを皆さん方に毎日発信をさせて、政府の広報として発信をさせていただいているというふうに申し上げたわけでございます。その上で

大変恐縮なんですけれども、官房長官の記者会見でありますから、当然ながら今ここでやらせていただいているような時間を区切ってということは、ご理解をいただいて、ここでやっているのとは違って、官房長官の記者会見というのは官房長官でございますので、当然ながら限られた時間の中で大変恐縮でございますけれども記者の方々にはご協力をいただいて、きちっとその間に入るような形で、皆さま方には取材をお願いをしている状況でございます。

Q：大変申し訳ないです。ちょっと蒸し返すようで申し訳ないんですが、そのほうに話がいつてしまったので。ですので、違う形で官房長官の会見ではなくて、災対本部として、なんらかの形で情報発信ができる場というのができませんかという質問だったんですが。そういった質問の趣旨なので、先程あんまり長くなるので止めましたけれども、官房長官の方で災対本部の会見をやっているという認識であれば、それは是非改めていただければと思うんですけれども。情報の発信源としては、時間も限られていますし、入る人間も限られていますし、非常に限られた場であるので、そうではなくて、もっときちんとした形で情報提供ができるような会見の場ができないかというふうに思うのですが。

A：（園田政務官）大変恐縮でございますけれども、災害対策本部は総理を本部長といたします全閣僚の中に置いて決定される政府の最高意思決定機関の一つでございます。そういった意味では、その後間違いなく国民の皆さん方に発表するのは官房長官の務めでございますので、官房長官の記者会見の中において、それが行われるものであるというふうにご理解をいただきたいと存じます。

Q：ということは、今の状況で園田さんとしては十分だというご認識なんでしょうか。官房長官の記者会見を見ていると、恐らく15分から20分程度で毎回終わっていると思うんですけれども。その中でも現状は、今回の地震や福島の大変恐縮に関する質問というのは、最近は殆ど聞かれない状況だと思うんですが。

A：（園田政務官）不十分であるかもしれません。そういう面では我々も、政府としてはそういった情報発信というものには努めてまいりたいというふうに思っておりますが、なにせやはり時間が限られてございますので、そういった点では大変恐縮でございますけれども、ご理解をいただければというふう

に思っています。ただ、私どもとしても災害対策本部としての決定というものの発信の仕方というものは、努力を重ねてまいりたいなというふうに思っておりますし、また、それに基づいて様々な機関が、関係機関が動いておりますので、現場でのこれも一つでございます、災害対策本部の下で行われているものでございますので、そういった点では私どもも各機関によって、それぞれきちっと情報発信をできるように政府としては努めてまいりたいというふうに思っています。

○回答する記者団 佐藤

Q：この件、ありがとうございました。文科省と保安院よろしくお願いします。

A：（文科省）文部科学省でございます。SPEEDIの今後の活用についてのご質問だと思います。今後の活用につきましては、6月にIAEAにも出しました政府の報告書にも、今後につきましては事故時の放出源情報が一つは確実に得られるような計測設備等を強化するという話と、それから様々な事態に対応してSPEEDI等効果的に活用する計画を立てるとということと、それからその活用結果が、当初から公開するという方針が出されてございます。それ以外に現在、事故の検証委員会等での色んなご議論、そこでの検討結果を踏まえて更に具体的にどういう形で今後運用していくのかというのが決まっていくものというふうに理解してございます。

Q：そうしますと、有効な使い方が出来るということで、そういう理解でよろしいのでしょうか。

A：（文科省）今回の事故では、あらかじめちゃんとした放出源情報が得られるという前提でSPEEDIなりのシステムの運用がなされておった訳でございますが、今後はそういう想定外も含めて、あらかじめ放出源情報等が得られなかった場合にはどうするかということも準備した上で、今後は活用していくということだと思います。

Q：わかりました、ありがとうございます。

A：（保安院）保安院でございますけど、写真の件でございますが東京電力から色んな形で保安院は説明を受けることがあります。そういう中に、資料の中に写真が何らかの形で印刷されていることは、これは有り得ると思いますけれども、それは確認しないと分かりません。

Q：保安院のほうで見ている写真の枚数に関してですけれども、公表されているものとそれほど変わらないのではないかというようなことをおっしゃいましたでしょうか、最初の質疑の時に。

A：（保安院）そこは枚数という、あまり写真の枚数という意識でもって見ることはありませんので、今申し上げましたように、色んなことを東京電力に説明を求めることがあります。その資料の中に写真をコピーしてあるとかいうことはあります。あまり枚数という意識で考えることはないんですけども、広い意味で写真というものも、東京電力から公表されていないものも入手している可能性はあるということは申し上げました。

Q：ありがとうございます。この関係で最後東京電力からお聞かせいただけますでしょうか。東京電力が様々な写真ですとか映像、かなりの量を撮影されているかと思うんですけども、そのうちの政府職員が自由にアクセス出来たり、既に入手している量というのは、おおよそでどれくらいの割合になりそうか分かりますでしょうか。

A：（東電）私ども自身も、色んな作業ですとか現場の点検で写真を撮っておりますので、総数自身は把握しておりません。したがってどれくらいが保安院さんをご覧になっているかどうかについては把握できておりませんが、先ほど森山対策監のほうからお話しがあったように、色々な現場の状況をご説明する際に写真等を用いて説明することはございます。したがって、そういった状況でもございますし、当然現場の保安検査官さんは、私どもの持っている資料等については全部確認することが可能な状況であります。

Q：分かりました。ありがとうございます。

○司会

それでは最後の方、どうぞ。

○NPJ吉本興業 おしどり

Q：NPJ吉本興業のおしどりでです。宜しく願いいたします。まず保安院の森山さんに。先ほど電離放射線障害防止規則に基づく目の検査が、労働局の要求で実際にされていないということについての関連なんですけれども、原子炉等規制法の実用炉規則をみますと、過去の実用炉規則には全身の実効線

量と同時に、目の水晶体と皮膚の等価線量も記載されておりますが、現在3月30日に最終改正された実用炉規則を見ますと、経産大臣の定める線量限度を超えないようにと一文があるのみで、数値については記載がありません。ですので現在の目の水晶体、そして皮膚の等価線量の限度は一体どれぐらいなのでしょう。お願いいたします。それと前回、高線量被ばくされた作業員の方々が、直後の吸入被ばくのチェックの鼻スミア試料がとられていないことについて、文科省と保安院にお聞きしてたんですけれども、その回答もよろしくお願いします。

A：（保安院）ちょっと今数字は持っておりませんが、大臣が定めるという中に、確か告示か何かで数字は出ております。水晶体と皮膚の等価線量の数字は出ております。ちょっと今、記憶が定かではありませんが数字はございます。それから、鼻スミアの件は、今、ちょっと確認中でございますので、またしばらくお待ちいただきたいと思っております。

Q：分かりました。過去の実用炉規則を見ますと、放射線業務従事者の線量限度は通常時で実効線量が50ミリ、目の水晶体が150ミリ、皮膚が500ミリ、緊急作業時が100ミリ、実効線量が100ミリ、目の水晶体が300ミリ、皮膚が1シーベルトとなっております。

○司会

あのすみません、手短にお願いいたします。

Q：はい。現在実効線量、全身の実効線量は250ですね。作業員の緊急作業時の線量限度は。

A：（保安院）そうです。

Q：はい。その割合でいきますと、目の水晶体の等価線量の限度が同じ様に等倍されますと、ICRP勧告にも出ている放射線白内障の発症する閾値を超えるんですけれども。すみません、それを鑑みて目の水晶体の等価線量は決められているのでしょうか。

A：（保安院）ちょっと今、実際の数字を持っておりませんので、確認させてもらえませんか。

Q : 分かりました。よろしく願いいたします。

A : (文科省) 文部科学省でございます。前回ご指摘のありました防災に関連する講座のテキストに鼻スミアの記述があるのではないかとということをご質問いただいたと思います。ちょっと探してみたんですが、ひょっとしてイメージされたものと違うかもしれませんが、例えば、原子力安全研究協会のほうにですね。失礼しました。そうですね、原子力安全研究協会のほうで作っておられます緊急被ばく医療の基礎講座のテキストによりますと、その緊急被ばく、汚染を伴った外傷患者を受け入れた時にどのような検査をするのかという中でですね、鼻スミアについての記述がございます。あるいは原子力安全技術センターのほうで作られております原子力防災研修の救護所の活動実践講座テキストというところにもスミアについての方法についてのもので、記述がございます。但し、この前後を見て、どういう汚染が考えられる状況において被ばくした場合にそれが必要かということまではちょっと読み取れなかったなというふうに感じてございます。

Q : 分かりました。原子力安全技術センターのテキストによりますと、ガンマ線放出核種は全身カウンターで、プルトニウム等のアルファ線放出核種については鼻スミア試料を直後に通するというふうになっておりますし、佐賀県、愛媛県等の緊急被ばく医療マニュアルにも鼻スミア試料のことは言及されております。そして、INESのほうにも作業員、従業員の過大被ばくによる、過大被ばくの再発防止策に迅速に摂取を検出する為鼻スミアを取るとなっておりますが、文科省のホームページに平成20年より放射性同位元素等による放射線障害防止に関する法律でINESの運用を開始すると記載がありますが、それでも鼻スミアはあまり現在一切行われていないことについて特に問題は無いとお考えなんですか。

A : (文科省) すみません、事実関係としてですね、原子力安全技術センターの、私どもの確認したテキストとどうも内容も違うようでございますので、後でちょっと正確にそのどのテキスト、どのページなのかということをご教示いただけますでしょうか。それから、放射線障害防止法に関連してINESの運用云々ということも、ちょっと質問の趣旨が分からなかったものですから、もしよろしければ後でもう少しくラリファイしていただければありがたいと思います。

Q : はい、分かりました。INESのほうにも鼻スミア試料をとることは従業

員の過大被ばくの再発防止と、そして迅速に検出するために有効と書いてあるんですけども、文科省がINESの運用を開始しているにも関わらず、鼻スミア試料はあまり必要がない。

A：(文科省) すみません、ちょっと私が誤解しているのかもしれませんが、INESといった場合、事故時のスケールのことを通常INESと言っているものですから、今、内部被ばくとか外部被ばくとの関係でどういうものをINESとおっしゃっているのかがちょっとすみません、分かりませんが。

Q：はい、分かりました。これはINESじゃないですかね。分かりました。では後ほど私も調べてまたご報告します。ありがとうございます。

#### ○司会

よろしいですか。あと2名いらっしゃるようですが、他にいらっしゃいますか。あと2名の方で最後にさせていただきます。それではそちらの方。それからその後そちらの方。どうぞ。質問、はい、どうぞ。

#### ○ニコニコ動画 七尾

Q：失礼しました。ニコニコ動画の七尾です。園田政務官、よろしくお願い致します。瓦礫を集めた仮置き場で火災が相次いでいる問題で、これは東京新聞のほうで報道しているんですけども。例えば9月16日に仙台中心部で焦げくさい臭いが感じられるということがありまして、原因が10キロ以上離れた名取市の瓦礫の仮置き場での火災で、それもですね、火災が5日間以上続いたと、こういう報道がされております。そしてですね、こうした仮置き場の火災が宮城県内でもですね、15件確認されていると。この点につきましてどう考えていらっしゃるのでしょうか。

A：(園田政務官) はい、大変私もですね、それについては気にしているといえますか、憂慮をしております。といいますのは、やはり瓦礫の仮置きについては割と人家に近いところでも、ある面置かれている状況もあるようですので、避難所ですね。そういった面では大変避難生活に対しても、あるいはまだ住める、住んでおられる状況からするとですね、大変住民の皆さん方にはご心配事であろうというふうに思っておりますので、何らかの対策は必要ではないかというふうには思っております。おそらくいろんな面でその対策も、これは環境省だろうと思っておりますけれども、環境省のほうでその対応策

というものは考えていただいているものではないかというふうに思っております。

Q：これ現状は野積み状態なんですよ、現状は。それです、これ深刻な問題だと思えるんですけども、これ、2次仮置き場の運用は来年になると思えるんです。それとですね、今後空気が乾燥したり、一番大きい問題がですね、自然発火だそうなんです。それです、結局先程の名取市で燃えて、10キロ以上離れた仙台市で焦げくさい臭いということはですね、ちょっとこれ怖いことで申し訳ないんですけども、燃えるとですね、当然瓦礫は放射線物質を帯びた瓦礫も多いわけで、これが燃えた場合というのは放射性物質はどうなるんですか。煙になった場合ですけど、これは把握されておりますか。

A：（園田政務官）ちょっと仙台市は別としてですね、当然ながら、今、放射性物質を含んだ瓦礫の処理に関しては、今、環境省で8,000から10万Bqの部分についての、言わば焼却灰の管理の仕方であるとか、そういったところは議論をさせていただいているところでございます。そういったものは、やはり適切にですね、管理される必要がありますので、対応をする必要があるというふうに思っております。自然的にですね発火がなされるということは、先程申し上げたように大変憂慮しておりますので、その対応策というものも、今、自治体も含めてですね、対応していただいているものだというふうに思っております。今後そういったことが起きないようにですね、きちっと注意深く監視をしていく必要があるのではないかとこのように思います。仮に燃えた場合というところで、そういったことが無いようにしなければいけないというふうに思っておりますけれども、そうなった場合は飛散という部分に関してはですね、ちょっと私も知見は持っておりませんが、多くは焼却灰の中に放射性物質が残っているものではないかなというふうに思いますけれども、その点についてはちょっと、今この場で正確にお答えすることは私の知見では持ち合わせておりません。

Q：今度の機会におそらく住民も相当不安だと思うんです。要するに瓦礫を含んだ放射性物質が煙になって拡散していくっていうのは、これは非常に重要なことなので科学的な知見でもって情報をぜひ教えていただきたいと思うんですけども、次回以降で結構なんです。特に繰り返しになりますが自

然発火ということですので、これはもう自治体のほうでも何ともしようがない大きい問題だと思います。この点はぜひ教えていただくようお願いいたします。それともし煙に何らかの影響があった場合に、当然その周辺の住民にアナウンスする必要があると思いますので、この点も対応策現状どうなっているのか次回以降教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

A：（園田政務官）はい、わかりました。確認をしておきます。

Q：以上です。

○司会

最後の方どうぞ。

○NPJ 日隅

Q：NPJの日隅です。先ほどのやり取りを踏まえた上での質問です。回答は次回で結構です、時間もあれなので。一つは原子力災害対策本部、それから原子力災害合同対策協議会の組織図を、現状の組織図とそれからいわゆる所掌ですかね、どなたがどれを担当されているかという図ですね、これを示していただきたいというのと、それから緊急事態応急対策実施区域の指定というのがどの範囲でどういうふうに指定されているのかということをやちょっと教えていただきたいというのと、それからICRPが1から20mSvのレンジについて、居住を希望する人が居住することができるのであって、そこに居住することを強いるものではないということについての政府としての認識がそういう認識でいいのかどうかということを確認していただきたいと思っております。というのが以前100mSvまで安全というような形でICRPの勧告についての誤解があったりしたものですから、そういうことがあるとそういう誤解に基づいた政策がなされるのはまずいと思いますので、その確認をしていただきたいというのと、それから先ほどのSPEEDIについて逆算して計算したものがあつたということでしたけれども、これは何故そのような逆算して計算したものがあつたのか、これは前にも一度聞いたんですけど枝野さんが事故3、4日後にそのような計算をするように指示をされたんだというふうに言われたんですけども、それと関係があるのかどうかということ、園田さんについてはこれを以前聞いた時に文科省も確か保安院もそういう指示を受けていないというような回答を確かされたと思うので、ちょっとさっきのやり取りにもあつたように、我々が枝野大臣に直接聞くことができないので、誰にその事故3、4日後にそのような計算をするような指示を逆算してです

ね、枝野さんは自分は文系だけれどもそのことはできるに決まっているじゃないかという指示をしたんだという明確な記憶をもとに答えられたので、ある意味そういう指示を出したのかを確認していただきたい、以上の4点です。今じゃなくて次回で結構ですのでよろしくお願いします。

A：(園田政務官) すいません、大方お答えはできるかなと思っておりますが、2点目の区域というのは何の区域ですか。すいません聞き漏らしましたので。

Q：緊急事態応急対策実施区域という災害法に出ているものなんですけども、災害対策基本法の条文で言うと、例えば17条なんかにも出てきますけども、定義のところでも出てくるかなと思うんですが。例えば27条ですかね、緊急事態応急対策実施区域というような言い方があって、これを指定するようなことになっていると思うんですけれども、という質問です。第7条、違いますかね。15条に緊急事態応急対策を実施すべき区域というのがあって、これについて公示しなければならぬとなっているんですけれども、このことです。

A：(園田政務官) すいません、おそらくちょっと確認はしておきますけれども、今の計画的避難区域であるとか、屋内退避であるとか、緊急的に対応しなければならないという設定をする際に、この条文に基づいて15条ですかね、行われるというふうにちょっと今横から助言をいただきましたので、それだけお伝えをしておきます。しっかりともう一回持ち帰らせていただいて次回までに調べておきます。それからICRPの先ほどの居住を強いるものではないと、おっしゃるとおりだと思っております。したがって私ども政府としても、避難をする際は緊急時でございましたので、これは強制的に行わせていただきました。それから警戒区域という形で設定する時も、これはいわば居住する方々の意に反する形でありますけれども、これは人命第一優先という形で警戒区域を設定させていただいて、この区域の立ち入り禁止を法的効果に基づいて設定をさせていただきました。今度それが仮に解除になった場合に、戻るか戻らないかはそれは今度その方の居住移転の自由というものがございまして、当然ながらそれに対して戻るように強制的に行うものではないというふうに私は思っております。その観点から政府も様々な対応を行わせていただいているものだというふうに理解はしております。その他に関しては次回までに調べておきます。調べられる範囲で。

Q：わかりました。お願いします。今の点で私が言いたかったのは1から20mSv

のレンジというところがみそでして、1とか5とかってというのは区域外だと思っただけですけども、そこについても同じように居住を強いられるものではないんだと、つまり居住しないという自由があって、その自由というのが今回の原発の事故によって侵害をされているんだと、よって被害を一定の損害をそういう意味では受けているんだとご認識があるのかどうかというそういう意味での確認をしていただきたいということです、それは今すぐじゃなくて結構ですので、併せて次回ご回答いただければと思います。よろしくお願いします。

A：(園田政務官) はい、わかりました、ありがとうございます。

#### <東京電力から本日の作業状況の説明>

##### ○司会

よろしいでしょうか。以上で質疑を終わりにさせていただきます。最後に東京電力から本日の作業状況について説明があります。

##### ○東京電力

東京電力から本日の作業実績等についてご紹介させていただきます。はじめに原子炉への注水でございますけれども、17時現在1号機は3.8m<sup>3</sup>/hで注水中です。2号機は給水系で3.8、炉心スプレイ系から5.9m<sup>3</sup>/hでの注水中です。3号機は給水系で2.7、炉心スプレイ系で7.9m<sup>3</sup>/hとなっております。格納容器内への窒素ガスへの封入の状況です。17時現在1号機の格納容器圧力は124.1kPa、2号機は109kPa、3号機は101.5kPaになります。使用済み燃料プールの循環冷却でございますけれども、17時現在プール水温は1号機25.0℃、2号機27℃、3号機26.4℃、4号機33℃という状況になります。タービン建屋の溜まり水の移送の状況です。2号機は雑固体廃棄物減容処理建屋、3号機はプロセス主建屋の方への移送を継続いたしております。6号機のタービン建屋の溜まり水は本日10時から16時で屋外の仮設タンクの方へ移送を行っております。建屋の水位の状況です。プロセス主建屋の水位は16時現在5,789mmで、午前7時と比べますと8mmの上昇です。雑固体廃棄物減容処理建屋は3,160mmで、午前7時と比べますと105mmの低下です。サイトバンク建屋はOPで4,475mmとなっております。午前7時と比べますと2mmの上昇です。トレンチの水位の状況です。16時現在1号機はダウンスケール中、2号機は2,784mmで午前7時と比べますと3mmの上昇になります。3号機のタービン建屋、トレンチに関しましてはカメラの不調がございまして現在測定できておりません。タービン建屋の水位です。こちらも16時現在1号機は5,048mm、午前7時と比べますと15mmの低下です。2号

機は 2,837mm で午前 7 時と比べますと 2mm の上昇、3 号機は 3,057mm、午前 7 時と比べますと 1mm の低下、4 号機は 3,101mm で午前 7 時と比べますと変化なしという状況です。原子炉建屋地下 1 階の水位です。16 時現在 1 号機は 5,108mm で、午前 7 時と比べますと 8mm の低下、2 号機は 2,904mm で午前 7 時と比べますと 10mm の上昇、3 号機は 3,169mm で午前 7 時と比べますと変化なし、4 号機は 3,114mm で午前 7 時と比べますと 1mm の低下になります。それぞれの作業の状況です。遠隔操作によります瓦礫の撤去は、集中廃棄物処理施設周辺にて瓦礫の撤去を行いまして、累計量といたしましては 653 個になっております。循環型海水浄化装置に関しましては、定期メンテナンスそれから台風のために運用を停止しておりましたけれども、本日 12 時から運転のほうを再開いたしております。1 号機原子炉建屋カバーの設置工事でございますが、本日はクレーンの修理を行っております。壁パネルの設置作業に関しましては明日から再開いたします。部材の搬入関連は本日明日ともにございません。1 から 4 号機の鋼管矢板によります閉塞工事でございますが、本日は袋詰め碎石の設置工事を行っております。北側のシルトフェンスの開閉の実績はございません。それから 5 号機の原子炉の冷却に使っております残留熱除去海水ポンプの出口弁修理のためのポンプの切り替えですけれども、9 時 45 分から 10 時 42 分にかけて実施が終わっております。なお、切り替えたポンプのほう、仮設のポンプでございますので、容量が本設に比べましてすこし少ない状況になっておりますので、原子炉の水温そのものは現在少しずつ上昇中でございます。約 45℃前後で静定する予定でございます。それから福島第二の 1 号機の残留熱除去系の切り替え作業に関しましては、本日 6 時 25 分から 16 時 15 分にかけて実施が終わっております。原子炉の水温は 25.5℃から 39℃まで上昇いたしましたけれども冷却のほうを再開いたしております。それから水処理設備の運転の状況ですけれども、現在セシウム吸着装置に関しましては 2 系列で 20m<sup>3</sup>/h で運転をしておりますけれども、Hスキッドの 2 系列目と 3 系列目を使っております。18 時 17 分にその 2 系列目の入り口のポンプが停止いたしまして、現在 16m<sup>3</sup>/h での運転を行っております。油分離装置の出口のポンプの押し出し圧力によりまして、2 系列と 3 系列目に 16t/h での流入で運転を行っております。第 2 セシウム吸着装置に関しましては A 系 B 系の 2 系列で現在 40m<sup>3</sup>/h での運転を継続いたしております。東京電力からは以上でございます。

#### ○司会

よろしいでしょうか。以上で本日の会見を終わります。次回ですが、29 日木曜日は大臣、政務官ともに公務のため出席ができないことから、合同会見は開催せず次回は 10 月 3 日月曜 16 時半からを予定しております。詳しくは改めて

メールでお伝えいたします。本日はどうもありがとうございました。